

四條宮藤原寛子の撰関家における位置

— 『中外抄』・『富家語』の言談を糸口として —

山田 彩起子

要旨 宇治関白藤原頼通の娘四條宮寛子は、後冷泉天皇の後となるも、皇嗣となるべき皇子を生まず、王家と撰関家とのミウチ関係構築に失敗したため、撰関政治終焉の要因となった人物というネガティブな評価を受けがちである。そこで、頼通曾孫で四條宮猶子の知足院関白藤原忠実の言談を記した『中外抄』・『富家語』の中で語られる四條宮を手がかり・糸口にして、新たな四條宮像の構築を試みた。まず『中外抄』・『富家語』からは、四條宮が忠実に、自身の目撃した上東門院彰子・頼通姉弟等撰関家全盛期の人々の故実を伝える役割を果たし、彼女が撰関家の故実形成に重大な影響を与えていたことが読み取れる。換言すれば彼女は、頼通等撰関家最盛期を生き延びた人々と忠実達との紐帶的存在として撰関家で重んじられていたのである。また『中外抄』には、女性院宮としての彼女自身の故実を後世の撰関家女性院宮に踏襲させようとする言談も見える。実際、古記録類を見ると、四條宮の先例（撰関家の重要行事や猶子関係締結等）が後世の撰関家女性院宮に踏襲されているケースが幾つも確認できる。彼女は氏長者と共に撰関家の運営を担う女性院宮として理想視されていたのである。この他『富家語』には、撰関家の人々の逸話ではなく夫後冷泉の逸話を語る四條宮の姿も見られる。彼女がかような形で記録された背景としては、撰関家の血統により編成された王家の最後の天皇後冷泉の死後、後冷泉未亡人としての彼女が撰関家によるこの王家の吸収を円滑にしたことが考えられる。すなわち、四條宮が王家と撰関家とのミウチ関係構築に失敗した人物であるにもかかわらず後世の撰関家で重要視された理由としては、①撰関家全盛期の人々と後世の撰関家の紐帶的存在だったこと、②撰関家の血統で編成された王家の撰関家への還元を円滑にした人物であること、の2点があげられるのである。

キーワード：四條宮、撰関家、先例踏襲、故実、後冷泉

はじめに

知足院関白藤原忠実の言談を記した書物に、『中外抄』と『富家語』がある。前者は忠実の家司で大外記の中原師元が、後者は忠実の家司高階仲行が、各々筆録したものであり、彼等は忠実の会話の相手としてそれぞれの書物の中に登場している。撰関家の故実の逸話を豊富に収めたこの二書を、伊東玉美氏は撰関家の歴史を語るものとして捉え¹⁾、更にこの指摘を高松百

香氏が発展させて、道長・頼通を起源とする摂関家の神話を語ったものと位置付けられている⁽²⁾。

さて、この二書で語られる故実は摂関家の故実故に、忠実の語りにも最も頻繁に現れるのは、彼の祖父で養父の師実であるが、その他に女性である四条宮藤原寛子についても忠実はしばしば言及している。四条宮は藤原頼通の娘で師実の同母姉、忠実には大伯母に当たる人物であるが、忠実は彼女の猶子となり、摂関家領のうちの主要な一角を占めた四条宮領を伝領している。

ここで忠実誕生以前の四条宮の経歴を概観しておこう。彼女は後冷泉の皇后となるも子を生まず、摂関家⁽³⁾を外戚としない後三条（後冷泉異母弟）及びその子孫の皇位継承を招いている。それ故に彼女は従来、摂関家を王家の外戚から転落させ、摂関政治の幕を下ろしてしまった人物というネガティブな評価をされがちであった。すなわち彼女の評価は、彼女が天皇皇后であったが故に、王家と実家の紐帯という観点からなされてきたのである。もっとも、最近では増淵徹氏が四条宮の生涯を辿りながら、彼女が多くの仏事（特に宇治における仏事）を催したことや彼女から忠実への故実の伝授を指摘し、彼女を摂関家の長老的存在と位置付けている⁽⁴⁾。しかし、摂関家の栄華の終焉の要因ともいえる彼女が同家において重んじられた理由には言及されていない。

そこで本稿では、『中外抄』・『富家語』の四条宮関連言談を端緒にして、王家とのミウチ関係構築の有無とは別の切り口から四条宮を評価することを志したい。すなわち摂関家における彼女の役割及びそれを担った理由や、後世の摂関家の女院や后（以下では「女性院宮」と表記）に及ぼした影響等の解明を本稿で試みるわけであるが、この作業により、四条宮個人のみならず後世の摂関家における女性院宮の役割を解明する道も拓かれると思われる。

I 四条宮と摂関家

まず問題にしたいのは、忠実から見た四条宮像であるが、それは次掲史料傍線部の忠実の言談から窺うことができよう。

又云はく「現存にして忌日を修すべからず様如何」申す「逆修せしむるも同じ事に候ふか。李部王記の如くんは、^(寛) ^(宇多)官平法皇見存の御時に、没後の御法事皆修せられたんぬ由見て候ふ」仰せて云はく「寛平の法事は只今覚えず。故四条宮は女人と雖も^(頼通)宇治殿・上東門院に遇ひ奉る止むごと無き人なり。而るに御見存の時、忌日を修せしめ御ひ了んぬ。彼の例を存じ示し合はすなり」と。(後略) 『中外抄』上巻 77 条

これは存命中の忌日法要の是非を巡る忠実と師元のやりとりであるが、師元が宇多の例を引いて存命中の忌日法要を是としたのに対し、忠実は四条宮の例を引くことによって存命中の忌日

四條宮藤原寛子の撰関家における位置

法要の正当性を主張している。ここで注目すべきは、四條宮が頼通や上東門院と直に接触した人物であることが、彼女の例の正当化の根拠になっている点である。上東門院は頼通の姉で後一条・後朱雀・後冷泉各朝において天皇の母又は祖母として重きをなした人物であり、頼通共々撰関家最盛期を生きている。つまり忠実^(師実)は四條宮を、撰関家全盛期の人々とその子孫たる自分との紐帯的存在として見ていたのではないだろうか。彼が四條宮の事例を持ち出して故実の正当性に念押ししている言談は他にもある。

(前略) 古人の宿曜は用いざるか。御堂・宇治殿の御宿曜と云ふ文、家には見えざるなり。又四條宮に我申して云はく「御宿曜や候ひし」と申し上ぐるの時、仰せて云はく「全く知らず。殿^(師実)などや御沙汰ありけむ。我は知らず」と仰せられしなり。『中外抄』下巻 51 条
(前略) 近代見る常の綾の単重をば、物売衣とて然るべきの人は着さざるなり。故殿の仰せなり。四條宮などは着さしめ給はざるなり。『中外抄』下巻 56 条

前者は道長・頼通の代より撰関家には宿曜文が伝わっていないことを述べたものであるが、更に四條宮までが宿曜文のことを知らなかったことに言及することで、撰関家が宿曜文を持たないことの正当性を強調しているのではないだろうか。因みに『中外抄』下巻 10 条にも、「四條宮は宿曜を勸ぜしめ給はず」という短い言談が見える。そして後者は、師実から忠実に伝えられた故実の具体例として四條宮をあげ、師実の仰せの正当性に念押ししたものと考えられる。

尚、『中外抄』で扱われている問題とは性質が異なるが、忠実が自分の夢に現れた四條宮の言葉を口実にして、自分の行動を正当化したと考えられる事例を古記録からあげておきたい。

二日 参殿下。仰云、欲参御堂之所、内府・民部卿伝送云、神今食以前、執柄之人入大伽藍条不快。宇治殿・前二条殿、依为父忌日、不憚之令参給也。故大殿依为孫、猶为近親令参給也。後二条殿令参給条不吉也。而又治部卿被申云、御堂御八講長者令参給、是第一之嚴重事也。從宇治殿以後、令参此御八講給、執柄不絶之相也。若不令参給者、此事陵遲之因縁也。定如法性寺・法興院八講罷成者、已为嗚呼事敗者。人々說難思得間、昨今不参也。只去月晦日許参了。雖然付祭主親定朝臣令祈申也。下官承此事不申左右。予独参御堂。民部卿以下被参也。(中略) 入夜参内府。是右大臣殿御使也。令参御堂給事可申合者、内大臣被申云、猶神今食以前不可令参給者。(中略) 及深更帰参右大臣殿、内府被申旨令申了。
(後略)

三日 早旦詣民部卿御許。是殿下御使也。参御堂給条、又依被申合也。御返事云、如前日申猶可有憚者。参右大臣殿、申民部卿被申之旨。命給云、件事両方難思得間、心中祈請之処、一日夜夢想云太皇太后被仰云、御堂之事、欲陵遲条大歎也。返々悲歎之体夢中示給。

則夢忽驚。此事如何。予申云、太后者藤氏之后，只一人令残世間之人也。彼太后仰者，定如氏明神・御堂入道殿令告申給也。於此御夢想者，早可令參給。^(藤原忠教)右宰相中將被申旨又如此。仍殿下申時許着衣冠參御堂給。内大臣又着衣冠被參。(後略)

『中右記』康和4年(1102)12月2日・3日条

これは、毎年道長の命日の12月4日に合わせて催された法成寺八講(道長の追善八講)への内覧忠実の出席の是非を巡る記事である。記事を読む限り、忠実は初めから法成寺八講への出席を希望していたようであるが、神今食を控えた執柄が寺の中へ入ることに反対する公卿もいた。頼通や師実は道長の子や孫といったごく近い子孫であるから憚りはないが、道長の曾孫で忠実の父である師通が頼通や師実と同様にした例は不吉、というわけである。周知の通り師通は短命で、しかもその死因は日吉社の祟りともいわれていたから、彼の例は何かと不吉な先例とされる。だからこそ忠実も、執柄が欠席すれば法成寺八講衰退の原因となる、という意見にも容易に便乗できなかったのである。忠実は反対を唱えた公卿のもとに母方の従兄宗忠(『中右記』記主)を遣わして再度意見を求めているが、返答は以前と同様であった。

ここで注目したいのは、反対意見に変化がないと悟った段階で忠実が、彼の欠席は八講衰退に繋がると四条宮が嘆く夢を見た、という話を持ち出している点である。そしてこの話を聞いた途端、それまで「申左右」さなかった宗忠が、四条宮は藤原氏出身のただ一人の後であり、彼女の言葉は氏神や道長のお告げのようなものだと行って忠実に出席を勧めている。この件を増渕氏は、四条宮が藤原氏唯一の後たるが故に重んじられていた事例としてあげられている。しかし、彼女が当時藤原氏出身のただ一人の後だったことは事実であっても、それだけを根拠に彼女の言葉が氏神はともかくとしても道長のお告げの如く位置付けられたとは考え難い。傍流とはいえ忠実と同じく道長の玄孫である宗忠が、四条宮を頼通達撰関家全盛期の人々と忠実を繋ぐ存在として認識していなければ、彼女の言葉は頼通達の父道長のお告げの如しなどと忠実に返答することはあり得ないであろう。そして恐らく忠実も、宗忠のかような返事を予想して四条宮の嘆きの夢を語ったのではないだろうか。すなわち忠実にとって四条宮は自分と撰関家全盛期の人々との紐帯的存在であるが故に、彼女の言葉によって、先例に鑑みれば不吉である八講出席も正当化できると忠実は判断したのではないだろうか。

以上、忠実が四条宮を撰関家全盛期の人々と自分とを繋ぐ存在として捉え、それを根拠に、彼女の例及び言葉が撰関家の故実や不吉例に正当性を付与しえたことを指摘してきた。しかし四条宮の役割はこれだけに止まらない。次掲の忠実の言談より、四条宮は頼通——ひいてはその父道長——や上東門院の故実を忠実に語っていたことが分かるが、ここからは、故実の教授者という形で頼通達と忠実の紐帯の役割を果たす四条宮の姿が浮かび上がってこよう。

四条宮藤原寛子の摂関家における位置

(前略) 北向きにて手を洗ふは福の付なり。^(道長)御堂慮外に他方に向きて洗はしめ御ひける時も、思食し出ては所のぬるるも知ろし食さず、左右無く向かしめ給ひけり』と宇治殿は語らしめ給ひき」とぞ故四条宮は仰事ありし。『中外抄』上巻 50 条⁽⁶⁾

上東門院より四条宮に童女^{故宇治殿法印の御母}を渡し奉らるるに、相の表に汗衫を著したり。四条宮仰せて云はく「只常の相の袴を著してその上に汗衫を著すなり。帯はせず、尻をば殿上童の細長の尻の様に肩に打ち懸けしなり」とぞ仰せ有るなり。『富家語』125 条

尚、古記録では、故実^(忠実)は父から息子というように、男子の間で伝承されるケースが圧倒的に多い。『中外抄』・『富家語』でも、忠実から師実へ伝承された故実がほとんどであるが、四条宮の存在を意識しながら古記録を読み返すと、「今日歳下食也。雖然七日限沐浴。仍先例不忌。四条宮被仰。仍沐浴也」⁽⁶⁾・「入道殿仰云、着袴元服以前、幼人不令着桜色。是宇治殿御定、四条宮仰云々」⁽⁷⁾・「故知足院入道殿仰、四条宮仰云、立后并后宮乘輿日、赤色御扇以金銀泥画竹桐文。皇嘉門院立后并度々同輿、御扇其定被調」⁽⁸⁾というように、四条宮から忠実への故実伝承が僅かながら確認できる。因みに最後に掲げた記事は後の故実に関するもので、四条宮の教えが皇嘉門院聖子（忠実長男忠通の娘。崇徳后）にも継承されたことが分かるが、後の故実を継承したのが皇嘉門院に限らないことは、次掲の史料から明らかである。

使仲行申禪閣曰、著唐衣之時、著小褂乎。帰来曰、禪閣不悟。仍問女院。々々仰曰、故四条大后曰、著唐衣之時、不著小褂。著小褂之時、不著唐衣。是礼也。詣神社及奉幣之時、著唐衣、不著小褂。『台記別記』久安 4 年（1148）9 月 28 日条

当時忠実の次男頼長は猶子多子の入内の準備を進めており、その過程で姉の高陽院泰子（鳥羽后）に多子の服装のことを尋ねているのであるが、高陽院は四条宮の言葉を引用してこれに回答している。そして多子入内後、頼長は高陽院のこの時の回答に従って多子の衣装を定めている⁽⁹⁾。

さてここまでは、四条宮が頼通達摂関家全盛期の人々と直に接触した人物であるが故に、頼通達と忠実とを繋ぐ存在として重んじられ、摂関家の故実形成に様々な形で影響を与えたことを主に指摘したが、本章の最後で触れた摂関家の女性院宮の故実と四条宮について、次章で詳しく掘り下げてみたい。

II 四条宮先例と摂関家女性院宮

四条宮の先例と摂関家女性院宮の接点を窺わせる言談として、次掲のものがある。

保延六年十月廿五日、^(忠通)関白殿、宇治殿に参らしめ御して、正親町殿の御装束の事、清高を以て申さしめ御すの次、^(忠実)大殿仰せて云はく、「庇に立つる物の具の事は定まりたる礼無し。只所の便宜に随ふ。又、庇の調度の後には四尺屏風を立つるなり。而るに今度は屏風を儲けず、突立障子を用るべきなり。是一つの様なり。又、家に有る所の調度には冠筥有り。件の冠筥は、四条宮の仰せには『我、調度を立て居る時には、冠筥は内方に取り隠しき』と。是、尋常の礼なり。而るに今度は殿の作り様も頗るうるはしからず、小格子なり。然れば件の冠筥は尚^(原カ)□べきなり。居うべきは、御厨子の際に居うべきなり。(中略)」と。

(以下略)

『中外抄』上巻 33 条

同廿七日、正親町殿渡御の時、件の冠筥を立てられ了んぬ。

同 34 条

これは高陽院が移徙する正親町殿の室礼について忠実が語ったものであり⁽¹⁰⁾、特に冠筥の設置が問題になっているが、彼はここで四条宮の仰せとして、彼女の例を引いている。結局この時は、邸宅の造りの都合により冠筥を内側に取り隠すという四条宮の例は採用されていない。尚、冠筥の扱いについては、当該期編纂の『類聚雜要抄』巻4の庇調度の説明の中に、「但此筥普通不用之」とある⁽¹¹⁾。すなわち通常は舗設に用いられなかったわけであり、冠筥を内側に取り隠すことを「尋常の礼」とする『中外抄』の記述が裏付けられる。かような一般論の如き故実を語るのに、忠実はわざわざ四条宮の例を引いたのであるが、このことは、彼が高陽院の新居の室礼を四条宮のそれに准える意識を持っていたことを示している。

以下、本章では摂関家女性院宮による四条宮先例踏襲の具体例をあげながら、摂関家における四条宮の位置を検討したい。

1. 高陽院・皇嘉門院による四条宮先例踏襲

摂関家女性院宮の先例や故実に関しては、摂関期に二代の天皇の母となり道長嫡系による摂籙世襲の土台を築いたともいえる上東門院の入内・立後の例が、吉例として院政期の摂関家で盛んに採用されたことが高松氏によって指摘されている。摂関家としては、後宮に送り込む娘が上東門院の如く国母となって実家に繁栄をもたらすことを切望し、入内・立后という最重要行事を、上東門院の時のそれに擬したわけである。これは院政期以前の後冷泉朝に入内した四条宮の場合も同様であろう。

しかし現実には、王家と摂関家との外戚関係構築に失敗したケースがほとんどである。四条宮は勿論、前章で触れた高陽院・皇嘉門院・多子もその例に洩れない。周知の通り忠実は、鳥羽在位中に高陽院の入内を画策したものの、これを知った白河の怒りを買って関白職を事実上罷免され、失敗に終わっている。そして白河死後、鳥羽(当時上皇)の後宮へ入った高陽院は、既に三十九歳という年齢に達しており、皇子女を産むことはなかった上、鳥羽在位中からの正

四条宮藤原寛子の摂関家における位置

配待賢門院藤原璋子には、当今崇徳や雅仁親王（後の後白河）等の皇子がいた。また、高陽院が入侍して程なく、鳥羽は美福門院藤原得子を見初め、終生彼女を寵愛している。

一方皇嘉門院は、鳥羽と美福門院の間に生まれた近衛の養母に設定されたために一応国母となったが、生母美福門院の方も国母として遇されていた。その後、近衛が皇子女を儲けぬまま夭折して後白河が踐祚し、彼の皇子で美福門院猶子の守仁親王（後の二条）が東宮に擁立されたことは周知の通りであるが、皇嘉門院はこの二者のうちの何れとも関わりがなく、王家の中枢から退く形になっている。勿論、近衛皇后の多子や同中宮の呈子（忠通猶子）もまた同様である。

しかし摂関家の猶子である多子や呈子とはもかくとしても⁽¹²⁾、実子である四条宮・高陽院・皇嘉門院等の場合、王家と摂関家とのミウチ関係構築機能を喪失した後も、摂関家において彼女達が関わる様々な行事が催されていたわけである。そして誰もが最終的には死去して葬儀その他の仏事が行われる。けれどもこれらの行事はあくまで摂関家の私的行事として催されるものであり、二代の天皇の国母で二代の天皇の祖母そして死去時には当今白河の曾祖母であった上東門院のそれと同様のものとして催すわけにはゆかなかつたであろう。

そこで高陽院や猶子近衛没後の皇嘉門院関連の行事を見ると、四条宮の例に倣っているケースが散見している。まずは毎年暮れに天皇や様々な院宮のもとで催される仏名会について、次掲の四点の皇嘉門院の仏名会関連史料を中心に検討したい。

- (1) 今夜女院御方御仏名也。(中略) 無行香。公卿直衣。殿上人衣冠。堂童子衣冠。是年来之例也。 『玉葉』嘉応2年(1169)12月20日条
- (2) 秉燭參皇嘉門院。依御仏名催也。御堂為仏名堂。丈六仏前立拜經机・竹形灯台等。南弘庇立地獄変屏風垂幕。他莊嚴併如常。(中略) 導師三口參入庁辺云々。次右府令院司經家朝臣奏事由。次打鐘。次右府以下著堂中座。經家朝臣於垂幕下問之。一々称籍參入。(中略) 此間蔵人衣冠仰御導師。次導師權律師家寛・阿闍梨源印・公仁等參上。次法用。五位殿上人勤堂童子。初夜半夜後夜次第作法如常。有被綿事。判官代肥後守光経・蔵人等奉仕之。次給禄。公卿被取之。次僧退下。(中略) 当院御仏名作法不似他所。違普通例。於本堂前有此儀。仏具并地獄変屏風以下次第物具併被儲置之。導師三口又別請。不被召用定額導師等。公卿直衣。殿上人衣冠。侍同前。是四条宮例。高陽院同前。今亦累^{(代カ)ママ}茂共旧跡被行一夜仏名也。 『兵範記』承安元年(1171)12月21日条
- (3) 今日御仏名也。依四条宮例，不立帳被居御仏。 『玉葉』承安4年12月25日条
- (4) 被行皇嘉門院御仏名。(中略) 此院御仏名儀異他所。不召野伏。無行香。公卿着直衣。殿上人着衣冠。弟子僧^{從僧也}不唱下座。御導師唱也。

『山槐記』治承4年(1180)12月28日条

(1)～(4)より、皇嘉門院の仏名会と通常のその相違点を幾つか確認できるが、(2)と(3)より、①会場が邸宅ではなく堂であること、②定額僧を召集しないこと、③参拝者の服装は公卿は直衣で殿上人は衣冠であること、④室礼に帳がないこと、の四点は四条宮や高陽院の仏名会に倣ったことが分かる。このうち①については、(2)のいう四条宮・高陽院・皇嘉門院以外にも例が皆無というわけではないが、数としてはごく僅かである⁽¹³⁾。②の定額僧については、天皇の仏名会を記した『江家次第』等の儀式書には説明はないものの、通常は召集されるものであったことが『時信記』天承元年(1131)12月19日条の当今崇徳の仏名会記事に導師について「相仁已講也。残五人皆以野伏也。相仁一人定額也。今二人已以有欠。然而不被補之」とあることから窺える。③の服装についても、『江家次第』等にはやはり何も記載がないが、天皇とその妻后及び院・国母等の仏名会関連記事にはしばしば「着束帯」という文言が見える⁽¹⁴⁾。最後に④の帳であるが、これは『江家次第』はもとより、妻后・院・国母の仏名会においてもその存在が確認できる⁽¹⁵⁾。すなわち四条宮・高陽院・皇嘉門院が催した仏名会は、通常のそれを簡略化したものだったわけである。

そこで四条宮と高陽院の仏名会の実例を顧みたいところであるが、女性院宮の仏名会は、古記録に極めて簡略な表記しかされないことが多く、四条宮・高陽院についても例外ではない。高陽院の場合、確認できるのは会場が堂であったことのみである⁽¹⁶⁾。しかし四条宮の場合、管見の限りでは唯一次掲の史料が、彼女の仏名会の式次第を比較的詳しく記録している。

^(四條宮)今夜大宮御仏名也。^(惣束)依神事余不参仕。於東面有此事。上達部参拝。但着直衣。殿上人着衣冠。

(裏書) 宮御仏名堂童子着衣冠。無行香。自先造式被仰下。^(御先)故殿御時也。御仏名以前ニ公卿ユツケ以今日被定。
『殿曆』長治元年(1104)12月8日条

ここに見える式次第の作成時期が、父頼通存命中ではなく弟師実の存命中、と記されている以上、式次第が四条宮が寡婦となってから作られたものであることは間違いない。ここでは参拝者の服装が、前掲の皇嘉門院の仏名会のそれと合致している。また、ここでは行香が行われていないが、前掲の皇嘉門院仏名会関連史料(1)(4)にも「無行香」と明記されている。特に(1)には参拝者の服装のこと共々「年来の例」とされているし、(2)の式次第を見ても、行香は行われていないから、皇嘉門院仏名会の「無行香」も四条宮の例を踏襲したものと考えられよう⁽¹⁷⁾。行香もまた、『江家次第』や古記録によれば、行われるのが原則であった⁽¹⁸⁾。一方、会場に関しては、四条宮のこの事例では堂ではなく邸宅であるし、導師や室礼については記事が簡略であるために皇嘉門院のものとは比較できない。しかしそれはともかくとしても、四条宮の時に原則とは異なる簡略化した仏名会式次第が作成され、これが四条宮と似た境遇の高陽院や皇嘉門

院等の撰関家の女性院宮に踏襲されたことが確認できた⁽¹⁹⁾。

次に、彼女達の死去直後の供養のあり方を検討したい。大治2年(1127)に没した四条宮に関しては現存史料が乏しいが、葬礼と四十九日中の法事が「万事省略」したものだっことは確かである⁽²⁰⁾。特に葬礼については、①「近日如宮司者強不参候」という理由で、役人は全て僧だったこと、②本来作成すべき定文を、「万事省略」であり、特に役人が皆僧であるのに僧名を書き入れるのは見苦しい、という理由で作成しなかったこと、の2点が明らかである。因みに四条宮以前に亡くなっている撰関家の女性院宮となると、近いところでは上東門院及び藤原賢子、すなわち当今白河の曾祖母と妻后ということになる。これに対し四条宮は当然、後三条・白河父子以後の皇統との縁はない。更に遡れば、後一条朝に没した三条妻后藤原妍子(道長次女)や後朱雀朝初頭に亡くなった後一条妻后藤原威子(道長三女)の如く、他皇統の女性院宮も存在するが、いうまでもなく当時は道長・頼通父子が王家とのミウチ関係を独占していたから、そのような時代の女性院宮の例をそのまま四条宮の時に踏襲させることはできなかったのではないだろうか。尚、既述の「近日如宮司者強不参候」の最大の原因は、晩年の四条宮の居所が都から離れた宇治だったことであろうが、それにしても葬礼の如き一時的な行事に宮司を召集しないのは——或いは召集できないのは——、忠実の失脚・宇治蟄居に見られるような当時の撰関家の権威失墜によるところが大きいであろう。

では、四条宮の例の踏襲について検討したいが、高陽院の時は父忠実の意向で「新儀」・「略儀」によるところが多く⁽²¹⁾、その上四十九日中の法事より後は詳細な記事が存在しないため、法事が「大略被准行大治二年四条宮例」なこと⁽²²⁾くらいしか、四条宮の例の踏襲は確認できない。しかし皇嘉門院供養記事からは、①喪家の場所、②懺法に奉仕する僧が着用する布装束(天皇《或いは院?》から賜る)、③皇嘉門院猶子の九条兼実・良通父子の素服(四条宮猶子忠実に倣う)、④四十九日中の法事(僧の数・公卿と殿上人の服装・布施下賜の作法・講師に賜る布施の内容に関して、四条宮の例を追う)、⑤四十九日法要(願文なし)、⑥周闕法事(曼荼羅供を修す)、⑦一周忌法要(特別の法会なし)、の如く、四条宮の例に倣ったものが確認できる⁽²³⁾。尚、皇嘉門院は兼実を通して自分の没後のことを、彼女に特に親しく仕えた院司日野資長に予め指示していたが、これについて兼実は、「上東門院・四条宮例也」と、『玉葉』治承元年2月27日条の中で記述している。更にこれに「四条宮例、大夫俊明卿奉仰、可被行次第及雑事等注置之。是其例也」というように、四条宮の例を特に意識した表記が続く⁽²⁴⁾。また、本来なら皇嘉門院自身の初盆である寿永元年(1182)7月に、兼実は皇嘉門院の生前の如く彼女の父母への盆供養を法性寺に送っているが、これも「大治例」すなわち四条宮の例に依拠したものであった⁽²⁵⁾。

この他、四条宮の例に依るといふ文言こそないものの、彼女の例に倣ったと考えられるものとして、正月三箇日の間に撰関及びその子弟で公卿である者が撰関家の女性院宮に対して行っ

た拝礼をあげたい。まずは次掲の史料を検討しよう。

(皇嘉門院) (兼実) (良通)
参女院。余并中将進南庭奉拜年来須如此也。而関白已下不被存此儀。余又一身奉拜。頗無便宜。今年中将已為公卿。仍相共所奉拜也。舞蹈如常。

『玉葉』治承3年正月1日条

これは兼実・良通父子が年始に皇嘉門院に拝礼した記事であるが、本来ならば関白基房（皇嘉門院異母弟。兼実異母兄）も拝礼すべきことであるのに基房はそれを知らず、良通が公卿になる前は兼実がいつも一人で行ってきたという内容である。因みに基房は、この治承3年の11月に平清盛のクーデターで失脚し、兼実の長兄近衛基実の遺児基通が関白に就任するわけであるが、『玉葉』治承4年正月1日条には「次参女院。余・大将相共進南庭拜舞」とあり、関白は拝礼していない。問題は、兼実が皇嘉門院猶子でもない基房も彼女に拝礼すべきと考えている点であるが、遡ってゆくと『兵範記』保元3年（1158）正月1日条に、関白忠通への拝礼に先立ち、当時忠通と東三条殿に同殿していた皇嘉門院への拝礼が、「右大臣殿并中納言中将令(内裏から)退出給、入東中門。進出南庭、被奉拜皇嘉門院(基房)。不被奏事由。他人并四位以下不(基房)列。只兩人親族拜也。殿下御定也。」というように、皇嘉門院の弟基実・基房によって行われているのである（尚、当時兼実は元服前であった。また、忠通自身が拝礼に加わっていないのは、親から子への拝礼が孝養の道に反するからであろう）。故に後年兼実はこの事例に基づき、基房も拝礼すべしと考えたのであろう。

ところで、忠通に拝礼すべく集まっていた殿上人や家司・職事及び上官が皇嘉門院に拝礼しなかったのは、忠通の決定によるとあるが、何故彼はこのように定めたのであろうか。そこで更に遡ってみると、『後二条師通記』康和元年正月1日条に「(宮院か) (師実) (師通) (忠実)参四条給。殿・余・左大将立庭中拜礼」とある。そして師実・師通没後は、忠実が一人で四条宮に拝礼している⁽²⁶⁾。忠通は恐らくこれに依拠して皇嘉門院拝礼とそこに列するメンバーを定めたと考えられよう。

問題は高陽院であるが、『台記』の毎年正月三箇日の記事を見ても、頼長が「参高陽院」という表記はあるものの「拜」の語は見えない⁽²⁷⁾。しかしこれをもって高陽院拝礼がなかったと断定することも出来ない。例えば嘉承2年（1107）正月2日に忠実が四条宮に拝礼した時のことは、『中右記』同日条には「(白河) (鳥羽) (四条宮) (忠実母)参院并東宮御方給。次参太后御所京極殿給。先有拜。次一条殿。次参内」とあるものの『殿暦』同日条には「参院。次東宮御方。次四条宮。次参一条殿。参内」というように、他所への単なる年始の挨拶回りと同様の形で表記され、「拜」の語は見えない。故に高陽院の場合も、『台記』の表記が簡略化されているだけであって拝礼自体は行われていた可能性も否定できないのである。

さてここまでは、高陽院・皇嘉門院を主催者又は対象とする行事における四条宮先例の踏襲を見てきたが、かような行事以外でも、四条宮の例が意識されることがしばしばあった。まずは高陽院から見よう。仁平3年（1153）、氏長者頼長は春日詣で、彼の一行の行列見物の

四條宮藤原寛子の摂関家における位置

ために高陽院が滞在していた宇治の一坂へさしかかった際、乗尻の服と馬を改めさせた。本来これは京中九条の南で済ませるべきことであった。しかし頼長は、寛治2年(1088)の関白師実の春日詣の時、宇治で一行を見物していた四條宮に配慮して一坂で乗尻の服を改めさせた事例を追ったのである⁽²⁸⁾。

また、頼長は、内覧・左大臣のうち左大臣のみを辞職するために上表したことがあったが、その場所は高陽院御所の土御門殿であった⁽²⁹⁾。試みに摂関の大臣辞表提出の近例を探してみると、師実^(師実)は東三条殿から、忠実^(忠実)は四條宮御所枇杷殿からそれぞれ表を提出している⁽³⁰⁾。周知の通り東三条殿は、摂関家の嫡流に相続される重要な邸宅であり、日常的居所ではなく、大饗その他重要な行事を催す邸宅すなわち晴れの邸宅であるから、摂関の上表の場としても相応しい筈である。現に忠実も、上表当日の日記に「須於東三条献表也。而修理間無其便宜。仍於枇杷殿有此事^{太皇太后宮御在所也}」と表記している。一方頼長の場合、左大臣辞表提出の六日前に、内覧と隨身を辞すべく東三条殿で上表しているから⁽³¹⁾、特に修理等の支障はなかったと思われる。にもかかわらず頼長が高陽院御所を大臣辞表提出の場を選び、しかもわざわざ「自土御門亭上此表。高陽院御此亭」と、高陽院御所であることを強調しているのは、自分と高陽院を、忠実が右大臣を辞した時の忠実と四條宮に准える意識があったからではないだろうか。

次に皇嘉門院のケースを見よう。頼長が保元の乱で敗死した後、氏長者の資格をはじめ摂関家所領や東三条殿が忠通の手に戻ったことは周知の通りであるが、忠通は乱の翌年保元2年7月、「四條宮例」に倣って東三条殿の券契を皇嘉門院に渡し⁽³²⁾、同年12月に彼女の東三条殿への渡御の儀が行われている⁽³³⁾。そこで遡って四條宮の事例を探してみると、師実から師通へ東三条殿の券契が譲与された時の記事に「有頃左中將忠教為殿御使、東三条券文等被給。仰事云、從宇治殿奉渡四條宮給渡文不具。從件宮奉渡殿之文所相具也。從殿被給之不相具。猶可被具欤。上啓云、可從御定」⁽³⁴⁾とある。頼通から四條宮、及び四條宮から師実への伝領時期は不明であるが、とにかく父から女性院宮である娘、娘からその弟(父の嫡子)というルートで伝領されており、忠通は、恐らく将来嫡子基実へ伝領されることを想定した上で、頼通から四條宮への伝領に倣ったのであろう。

この他、皇嘉門院の異母弟基房が大神祭使を立てることを理由に法体の彼女の新郎御渡定に出席しないことについて、兼実が「此事不得心。如此事、非重神事。使立了之後被參、有何事哉。就中出家尊貴之人、先例強不忌事欤。四條宮、故知足院殿不奉忌給云々」⁽³⁵⁾と記していることから、皇嘉門院と四條宮を結び付ける意識が窺えよう。

ところで、正嫡が伝領すべき東三条殿⁽³⁶⁾を四條宮や皇嘉門院が一時的であれ相続している点⁽³⁷⁾からは、彼女達が摂関家で重要な位置を占めたことが窺えよう。また、詳細は次節で述べるが、摂関家累代の名宝を納めた宇治平等院の経蔵及び宝蔵開扉の際は、摂関(=氏長者。但し院政期の場合、大殿が存命ならば大殿⁽³⁸⁾)の家司と摂関家の女性院宮(初例は四條宮⁽³⁹⁾)の

院司・宮司が遣わされ、蔵司の僧侶と共に蔵を開けたことが指摘されている⁽⁴⁰⁾。平等院経蔵・宝蔵については末松剛氏が「撰閔家にとって自家の先例（物品に限らない）を収納する場であり、その都度取り出しては撰閔家嫡流としての示威に活用された」と論じられている⁽⁴¹⁾。つまり平等院経蔵・宝蔵は撰閔家の富と権威の象徴的存在だったのであるが、同家の中で、撰閔（又は大殿）と四条宮を初例とする女性院宮のみがこれに関与できたわけである。彼女達の東三条殿や平等院経蔵・宝蔵への関与からは、撰閔（又は大殿）と共に撰閔家の運営に携わる女性院宮の姿を見出せよう。そして四条宮・高陽院・皇嘉門院が撰閔について多くの所領を有し、撰閔家嫡子を猶子としてこれを継承させたこと⁽⁴²⁾も、かような役割の一環として捉えるべきであろう。また、大臣辞任表提出に際して東三条殿を使用できない状況にあった忠実が、普段の住居ではなく四条宮の御所を提出場所を選んだ理由も、前掲の如き彼女の立場に求められよう。更に、撰閔やその子による四条宮達への年始拜礼も、撰閔家の運営に携わる彼女達に敬意を示す儀礼と見なせるであろう。

以上のように本節では、四条宮の先例及び彼女の撰閔家に置ける立場が、彼女と似た境遇の女性院宮である高陽院・皇嘉門院に踏襲されていったことを論じてきたが、四条宮の先例の中には、彼女と類似の境遇の女性院宮ばかりでなく、当今妻后や国母も含めたあらゆるタイプの女性院宮に継承されたものもある。次節でこれを検証してゆきたい。

2. 四条宮先例の普遍化

前節冒頭の繰り返しになるが、撰閔家では娘を入内・立后させる際に、上東門院にあやかって彼女の先例を踏襲する傾向があった。また、入内直後の后妃の直廬に置く調度は、上東門院入内時に用いたものであった。この調度の初出史料である『為房卿記』寛治5年10月25日条の篤子内親王（白河同母妹。師実猶子。堀河后）の入内記事には次のように見える。

上東門院御入内時沃懸地御調度、四條宮入御之後、被献之、其後被納平等院。^(師実賢子)故中宮入御之時、又被立之。件調度二階上被立唾壺。其南被居泔坏。此由令尋^(師実)申殿下之処、仰云、件調度依無火取、本自居唾壺也。於具火取者、必不可依其例者。

この調度は師実猶子賢子（白河后。堀河母）や篤子以降、頼長猶子多子・兼実娘任子（後鳥羽后。後の直秋門院）・九条道家娘蟬子（後堀河后。四条母。後の藻壁門院）各々の入内の時に用いられているが、この三名各々の入内記事より、この調度が庇用の調度だったことが分かる⁽⁴³⁾。この調度の件からも、撰閔家の人々の上東門院に対する憧憬の程が窺える。

しかし任子入内記事には、この上東門院の庇用の調度の他に、母屋用の調度として「申請八条院。四条宮入内之時所被立之調度云々<sup>沃懸地・蜜
繪・螺鈿也</sup>」というものが見える。これは後年、兼実の

孫立子（後の東一条院）が東宮守成親王（後の順徳）に入侍した際も「母屋調度申八条院。四条宮御調度欸。沃懸地・蛮絵・螺鈿也」と見える⁽⁴⁴⁾。また、尊子入内の時に母屋に用いた調度は安嘉門院邦子内親王のものであったが、彼女は八条院領継承者であるから、前掲の四条宮の母屋の調度も八条院暲子内親王から相続し、これを尊子に貸したのではないだろうか。

一方多子入内の時の母屋の調度は、「前斎院」なる人物から借りたものであった⁽⁴⁵⁾。当時「前斎院」と呼称されたのは、白河・賢子夫妻の皇女禎子内親王と鳥羽・待賢門院夫妻の皇女統子内親王（後の上西門院）の2名であるが、頼長との関係を考慮すれば⁽⁴⁶⁾、調度を貸したのは前者と考えられる。そして結論から言えば、この時の調度は、八条院や安嘉門院のもとに伝わった四条宮の調度と同一の物と考えられる。生後間もなく四条宮の猶子となった禎子⁽⁴⁷⁾は、『兵範記』保元元年正月5日条の死亡記事に「故白川院皇女。四条宮猶子。宇治殿御物并庄園多令相伝給。而此後如何。歿後事，中院右府入道御沙汰云々」と見える。生前の彼女と頼長の関係に鑑みれば、頼長又は忠実こそが没後の沙汰をするべきだったと考えられるが、前年の近衛の死以来鳥羽の不興を買って苦境に立たされていた彼等には彼女に関与する余裕がなかったのか、没後の沙汰をしたのは、彼女の母賢子の実家村上源氏の実質的長者雅定（賢子の甥）であった。尚、「宇治殿御物并庄園」のうち、現存史料で具体的に確認できるのは、天治元年（1124）に四条宮から譲与された莊園五箇所（莊園名は不明）のみであるが⁽⁴⁸⁾、ともかくこれら禎子の遺産は「此後如何」と案じられた通り、摂関家には戻らなかったと思われる⁽⁴⁹⁾。問題は、禎子の所有であった四条宮の調度が、摂関家と血縁関係のない八条院に如何にして渡ったかであるが、これには村上源氏が介在したと考えられないであろうか。周知の通り雅定は八条院の母美福門院に近侍し、彼の子孫は八条院領の預所等も務めながら彼女に仕えた。摂関家が混乱状況にあった時に禎子没後の沙汰をした雅定のもとには、四条宮の調度等禎子の遺品の一部がわたり、それがやがて八条院に献上され、そして忠通猶子呈子と頼長猶子多子の入内争い以来約40年ぶりに摂関家の娘である任子が入内するにあたり、八条院から調度が貸し出されたと思なせないだろうか。

尚、四条宮の調度といえ、永久4年（1116）、「宇治殿令奉四条宮。從宮給云々也」という沃懸地・牡丹唐草・螺鈿の調度が、忠実が新調した鞍一具共々忠実から高陽院（当時の呼称は「姫君」）に与えられている⁽⁵⁰⁾。同時に忠実が、師実正妻村上源氏麗子の遺品で、師実が麗子と結婚した時に用いられ、以後吉事に必ず使用してきた調度と「家相伝宝物」である鞍一具を忠通に与えている。（摂関家の）吉事に必ず用いる調度と「家相伝宝物」である鞍は、忠通が未来の摂関家当主であるからこそ与えられたに違いない。ならば四条宮の調度も、高陽院が未来の後であるが故に与えられたものと見なせよう。

さて問題は、摂関家と王家とのミウチ関係構築を期待される娘達に、四条宮の調度が関わっている理由である。王家とのミウチ関係構築に成功した上東門院の調度が用いられたことには

勿論疑問の余地はないが、吉例と言え難い四條宮の調度までが何故使用されたのであろうか。恐らくこの問題は、后妃の存在意義を王家とのミウチ関係構築にのみ求めていては解けないと思われる。

そこでまず、四條宮を嚆矢として摂関家のあらゆるタイプの女性院宮に踏襲された平等院経蔵・宝蔵開扉の問題を検討したい。前節でも触れたように、平等院経蔵・宝蔵開扉の際は、摂関（又は大殿）の家司と共に、女性院宮の院司・宮司が使者として遣わされた。開扉の理由としては、①平等院一切経会、②院の平等院御幸に先立つ巡検、③新摂関の平等院詣⁽⁶¹⁾、④宝物の取り出し、⑤宇治離宮祭の五種に大別できる。現存史料で院司・宮司派遣を確認できる事例をまとめてみると、表1の如く、当今妻后や国母その他、様々なタイプの女性院宮の関与が確認できる。

ところで平等院と並ぶ摂関家の重要寺院として法成寺があげられるが、こちらの経蔵・宝蔵開扉の時には、摂関（又は大殿）の家司のみが遣わされている⁽⁶²⁾。何故平等院の場合のみ、女性院宮の使者も遣わされたのだろうか。ここで一旦平等院・法成寺以外の寺院に目を転じてみると、平等院をモデルにして鳥羽に建立され、王家版平等院経蔵・宝蔵というべき宝蔵を有したことで知られる勝光明院（鳥羽御願寺）に関して、平等院経蔵・宝蔵開扉の例が関わる次掲の如き史料が浮上してくる。

今日、開勝光明院宝蔵、令取出後朱雀御記。勅使右少弁光俊・北白河院司知宗參向、蔵司相共開云々。(中略)如鳥羽院御起請者、弁官之上、可被著副美福門院之由云々。是宇治宝蔵、長者家司之他被副四條宮之司。其御氏院宮御座時、如被副之。若被模此儀狀。仍今度北白河院之司可被差副之由所申行也。 『玉葉』寛喜元年(1229)5月9日条

勝光明院宝蔵開扉には、治天院存命の場合は勅使の他に院司がこれに関与した⁽⁶³⁾が、鳥羽は(恐らく自ら亡き後)弁官在任の勅使の他に自らの后妃で新帝後白河の母にも擬されていた美福門院の院司の派遣も命じていた。『玉葉』記主九条道家はこれを、平等院の例に倣ったものか、と考えている。しかし美福門院も北白河院(当今後堀河母)も、所謂後家の立場にあった女性である。家の権威や富を象徴する蔵の開閉への関与は、後家に相応しいものかもしれないが、平等院の例はこれとは明らかに異なっている。摂関家の後家といえ、北政所や大北政所であり、女性院宮ではない筈である。

そこで女性院宮が寺の蔵の開扉に関与した例を平等院以前に求めてみると、次掲の史料が確認できる。

先日殿下宣云、自仁和寺宮御許、彼寺庫倉并円堂経蔵破壊年久、定致漏湿。此年来上東門

表1 平等院経蔵・宝蔵開扉と女性院宮院司・宮司一覽

	年 月 日	女性院宮院司・院司	氏長者（但し☆印は大殿）	開扉理由	典 拠
1	永保1(1181) 3.3	太皇太后寛子(四条宮) 宮司	師実(四条宮弟)	宇治一切経会	『帥』
2	寛治1(1087) 5.16	同 上	同 上	院御幸前の巡検	『為』
3	康和5(1103) 3.11	同 上	忠実(四条宮弟師実孫)	氏長者の宇治初詣	『殿』
4	天永1(1110) 3.3	同 上	同 上	宇治一切経会	『殿』『永』
5	天永3.10.13	同 上	同 上	宝物の取り出し	『殿』
6	永久5(1117) 3.3	同上 ^{*1}	同 上	宇治一切経会	『中』
7	元永1(1118) 3.3	同上 ^{*2}	同 上	同 上	同 上
8	康治1(1142) 3.3	高陽院泰子院司 ^{*3}	☆忠実(高陽院父)	同 上	『台』『本』
9	仁平2(1152) 7.19	同 上	同 上	宝物の取り出し	『兵』
10	仁平3.3.3	同 上	同 上	宇治一切経会	同 上
11	久寿1(1154) 3.3	同 上	同 上	同 上	同 上
12	久寿2.3.3	同 上	同 上	同 上	同 上
13	保元2(1157) 3.3	皇嘉門院聖子院司	忠通(皇嘉門院父)	同 上	同 上
14	保元2.10.17	同 上	同 上	氏長者の宇治初詣 ^{*4}	同 上
15	保元3.3.3	同 上	同 上	宇治一切経会	同 上
16	保元3.10.16	同 上	☆忠通	院御幸前の巡検	同 上
17	平治1(1159) 3.3	同上 ^{*5}	同 上	宇治一切経会	『山』
18	仁安2(1167) 3.3	同 上	基房(皇嘉門院弟)	同 上	『兵』『山』
19	仁安2.10.9	同 上	同 上	氏長者の宇治初詣	『玉』
20	治承4(1180) 3.3	同 上	近衛基通(皇嘉門院甥)	宇治一切経会	同 上
21	建久1(1190) 10.16	中宮九条任子【当今妻后】宮司	九条兼実(任子父)	院御幸前の巡検	同 上
22	建久2.3.3	同 上	同 上	宇治一切経会	同 上
23	元久1(1204) 7.12	宜秋門院九条任子院司	九条良経(宜秋門院兄)	院御幸前の巡検	『明』
24	安貞2(1228) 3.3	中宮近衛長子【当今妻后】宮司	近衛家実(長子父)	宇治一切経会	『猪』
25	天福1(1233) 8.5	藻壁門院九条増子【国母】院司	九条教実(藻壁門院弟)	氏長者の宇治初詣	『洞』
26	宝治2(1248) 10.21	鷹司院近衛長子院司	近衛兼経(鷹司院兄)	院御幸前の巡検	『葉』
27	建治2(1276) 7.24	新陽明門院近衛位子院司	鷹司兼平(新陽明門院大叔父)	氏長者の宇治初詣 ^{*6}	『勘』
28	弘安1(1277) 5.7	同上(但し「院司雖被相催無其仁」)	同 上	宇治離宮祭	同 上

『帥』…『帥記』
 『為』…『為房御記』
 『殿』…『殿暦』
 『永』…『永昌記』
 『中』…『中右記』
 『殿』…『殿』
 『台』…『台記』
 『本』…『本朝世紀』
 『兵』…『兵範記』
 『山』…『山槐記』
 『玉』…『玉葉』
 『明』…『明月記』
 『猪』…『猪熊岡白記』
 『洞』…『洞院撰政記』
 『葉』…『葉黄記』
 『勘』…『勘仲記』

四条宮藤原寛子の撰関家における位置

・※1～※3及び※5の典拠史料には、経蔵開扉した者達のことについての記載はないが、※1では四条宮が一切経会の主催者であるし、※2※3※5では何れも女性院宮の臨席が確認できるので、各々の院司・宮司が経蔵開扉に携わったと判断した。
 ・※4は正確には、父忠実によって剝奪された氏長者に忠通が復讐した後初めての宇治詣である。尚、鎌倉期には一人の人物が複数回撰関(=氏長者)に就任する例が増えるが、その場合も、※6の如く、就任の都度宇治詣が行われた。

院御使所開闔也。而院不御坐之後，誰人可開乎。言其由来汝可開闔坎。有固辞聞。為之如何。予申云，件事不可辞申。又不可望申。其故者，彼寺三宝御心難知之故也。仰云，然者可開也。其後公事指合，于今延引。(中略)辰刻許參殿(師実)子共三人先立向了。(源俊明)別当参会。見参之次申云，依先日仰，為開仁和寺倉所罷向也。有頃別当相共向寺。(中略)僧正勸修寺僧正也。為此寺別当。被坐。相共向倉下。(中略)使恩紹先開南倉。(中略)忽以板結北倉橋。以恩紹令開。(中略)渡円堂經藏。相尋鑑，已無相知之人。恩紹云，以御倉鑑被開之由，側承之者。試令開。已被開。

『帥記』承暦4年(1080)8月20日条

仁和寺の南北の倉(藏)と円堂院經藏開扉の際，上東門院存命中は彼女の使者が遣わされ，彼女の没後6年を経て，宇多源氏長者經信が開扉に立ち会うことになったわけである⁽⁵⁴⁾。

先行研究で指摘されている通り，仁和寺が王家の寺院という色彩を強めるのは，後三条が母方の伯父性信を護持僧の如く遇しついで白河が法親王制を成立させてからであり，それ以前は宇多源氏の氏寺の如き存在であった⁽⁵⁵⁾。かような寺と上東門院との接点として，彼女の母が宇多源氏であることや，彼女自身が仁和寺子院観音院に三昧堂を建立したこと等があげられる。但しこの事例は，宇多源氏長者ではなく，宇多源氏ゆかりの女性院宮のみが藏の開扉に関与しているという点で平等院の例とは異なっている。

この上東門院に関しては，何故女性院宮の平等院經藏・宝藏開扉への関与の嚆矢にならなかったのかという疑問も存在する。經藏開扉を式次第に含む平等院一切經会⁽⁵⁶⁾は，周知の如く延久元年(1069)，すなわち上東門院の死の五年前から始まったものであるが，彼女を差置いて四条宮が經藏開扉に関与したのは何故であろうか。

四条宮と平等院といえば，師実時代からの彼女の平等院における様々な仏事や，忠実時代の撰閲家の宇治開発への彼女の深い関与が指摘されている⁽⁵⁷⁾。また，彼女の死の翌年には「宮御後平等院事大殿一向御沙汰。依吉始被開經藏。予依仰参入，開封藏。藏司三綱等同以参入。次閉戸(弱カ)当律師・権別当法眼・家司予等封也⁽⁵⁸⁾」という記事が見え，四条宮生前は彼女と忠実の二人で平等院の差配をしていたことが確認できる。しかしこれらのことを頼通晩年の平等院一切經会開始期に遡って經藏開扉の理由とすることは出来ない。むしろ經藏・宝藏開扉という重要事項への関与が，平等院運営及び同所における幾多の仏事の開催そして宇治開発への関与に繋がったと考えるべきであろう。もっとも，彼女と平等院の接点は，多宝塔建立という形で既に後冷泉朝に確認できるが⁽⁵⁹⁾，これも經藏・宝藏開扉への関与とは考え難い。例えば上東門院は，法成寺敷地内に三昧堂(東北院)を建てる等，法成寺との関係が深い，彼女が法成寺經藏・宝藏開扉に関与した形跡はない。勿論，法成寺建立以降彼女が亡くなるまでの約半世紀の間は，最初の10年程を除けば後は古記録が乏しく，それ故か頼通の家司の派遣記事すら見出せないが，もし上東門院が関与していたならば，入内や立後の儀同様に吉例として後世の女

四条宮藤原寛子の摂関家における位置

性院宮達に踏襲されていたに違いない。そして彼女は、辞退した自らの封戸のうちの五十戸を平等院に寄進しており⁽⁶⁰⁾、平等院との接点も皆無ではない。以上のことから、堂舎建立等を経蔵・宝蔵開扉への関与の理由とは見なせないのである。

では次に、平等院一切経会開始期すなわち頼通最晩年の摂関家の様相に目を転じてみたい。周知の通り、後冷泉の死の2日前の治暦4年(1068)4月17日、頼通にかわって弟教通が関白に就任する。以下『古事談』によれば、頼通は子の師実の関白就任を望んだが、上東門院が教通の関白就任を父道長の遺言と主張したため叶わなかった。その後頼通は自分の生前に師実に関白職を譲るよう教通に要請するも、教通の承認を得られぬまま没し、翌年教通も没すると教通の子で師実より年長の信長と師実の間で関白職を巡る対立が生じ、師実猶子賢子が夫の当今天白河に愁訴して師実が関白に任じられたという。説話集の中の逸話ではあるが、当時撰録継承を巡って頼通・教通両系統で対立があったことは先行研究でも肯定されている⁽⁶¹⁾。すなわち頼通は、自身の子孫の撰録継承を確立できぬまま没したのである。

かような苦境にあった頼通が、自分の系統が道長の正当な後継者であることを主張するために開始したのが、当時国政領導の正当権威性を表明する装置でもあった一切経供養⁽⁶²⁾だったのではないだろうか。そして自らばかりでなく、后という尊貴な身位を持つ娘四条宮をこれに関与させることにより、一層の権威付けを図ったのではないだろうか。尚、『今鏡』第4には、頼通が臨終に際して平等院と四条宮のことを師実に遺言したことが見える。すなわち四条宮が平等院とセットになっているわけである。一方、氏長者忠実ではなく四条宮が一切経会を主催した時⁽⁶³⁾(表1-6)に彼女の甥の藤原経実・能実が不参だったことを非難した『殿暦』の記事からも「平等院、一家人々不被参者、誰人不被参乎。不知案内人々如此。不足言欵。四条宮事、^(頼通)宇治殿勝他令勤給。又故殿依彼御命又同。而落印人々如此。実不覺事欵」というように、頼通の遺言により師実が四条宮を大切にしていたことの他に、平等院のことが併記されているのが確認できる。これらの史料からも、平等院——頼通の系統が摂関家の正統たることを主張する拠点となった寺院——と四条宮が、頼通の晩年から結び付けられていたことが窺えよう。

さて、先にも触れたように、問題はここで選ばれた女性院宮が五代の天皇の母・祖母・曾祖母である上東門院ではないことであるが、頼通の姉である上東門院は、彼の直系に属する人物ではない上、教通の撰録継承を支持した逸話からも分かるように、摂関家における頼通の子孫の正統性を保証する人物でもない。このことが、彼女の平等院一切経会への不関与の理由と考えられよう。

勿論上東門院は、二代の天皇の母となって摂関家と王家のミウチ関係構築に成功した点では、頼通の子孫達にとって仰ぐべき存在である。そこで彼等は、入内する娘が上東門院の如く王家とのミウチ関係構築に成功し、一方で四条宮の如く実家の摂関と共に摂関家を運営する役割も担うことを期待して、両者の調度品を用いたと見なせよう。また、これとは別の四条宮の調度

品を忠実が高陽院に与えた理由も同様に考えられよう。

ところで、四条宮の先例が様々なタイプの女性院宮に踏襲された事例として、平等院経蔵・宝蔵開扉の他に、表2の如く四条宮・忠実ペアを初例とする、摂関家子弟との猶子関係の締結及びこれに伴う所領相続があげられる⁽⁶⁴⁾（このうち女性院宮が当今皇后や国母の時に猶子関係を締結したことが明確な事例は表2-2と11⁽⁶⁵⁾）。前節でも触れた通り、摂関家の子弟を猶子として、これに所領を継承させることは、摂関家の運営に携わる女性院宮の役割の一環と考えられるが、初例の四条宮の場合、前章で論じたような、頼通達摂関家全盛期の人々と忠実達との紐帯という意義も見出せるかもしれない。すなわち頼通から忠実までの実際の系譜は「頼通—師実—師通—忠実」であるが、忠実が四条宮猶子となることにより「頼通—四条宮—忠実」という系譜を擬制できるのである。或いは四条宮・忠実以降の事例でも、猶子が摂関家嫡子である場合は、過去の家長と嫡子——換言すれば未来の家長——との紐帯という役割を見出せるのではないだろうか。

表2 女性院宮と摂関家子弟の猶子関係・所領相続

	女性院宮	猶子（実際の続柄）	典 拠	
1	四条宮寛子	忠実（弟の孫）	『中』『近』	
2	篤子内親王	忠通（養父の曾孫）	『中』『長』『玉』『近』	
3	高陽院泰子	近衛基実（甥）	『台』『近』	
4	皇嘉門院聖子	九条兼実（弟）	『兵』『玉』『九』	
5	同 上	九条良通（甥）	『玉』『九』	
6	同 上	龍姫（姪）	『明』『九』	
7	育 子	基房女子（姪）	『玉』『近』	『中』…『中右記』 『近』…『近衛家文書』
8	同 上	兼房女子（姪）	『玉』『明』『近』	『長』…『長秋記』 『玉』…『玉葉』
9	宜秋門院九条任子	九条道家（甥）	『明』『九』	『台』…『台記』 『兵』…『兵範記』
10	同 上	田中殿	『高』	『九』…『九条家文書』 『明』…『明月記』
11	藻壁門院九条増子	一条実経（弟）	『九』	『高』…『高野山文書』 『広』…『広橋文書』
12	鷹司院近衛長子	兼平女子（姪）	『広』『鷹』	『鷹』…『鷹司家文書』

また、嫡子単独相続が定着する以前の時代に高陽院や皇嘉門院等の女院が多く在所領を伝領したことについて川端新氏は、女院領が王家御願寺領等と同様に「官省符之地」とすることを申請できる点に留意しながら、「女子への処分というだけの評価を改め、この譲与の意義を女院領化のそれとして考え直さねばならない」と論じられているが、これは彼女達と同じく多くの所領を伝領した四条宮——勿論後である彼女には女院の如き特権はないが——の例の応用と考えられるのではないだろうか⁽⁶⁶⁾。勿論、表2には女子も含めた非嫡子との猶子関係・所領譲与も見られる（表2-6～8・10～11）。嫡子単独相続が定着し、女性院宮による所領の大量所有

が見られなくなった時代には、むしろこのパターンが一般的になっている。女性院宮が、経済的基盤や家長との関係が薄弱になりがちな非嫡子の養母となることは、彼等の経済的・血統的弱点をフォローする意義を持ったのではないだろうか⁽⁶⁷⁾。撰閤家の非嫡子達の庇護も、撰閤家運営の一環と見なせよう。

このように、四條宮を嚆矢とする撰閤家における女性院宮と子弟の猶子関係締結は、社会状況の変遷と共に内容は少しずつ変化すれども、様々なタイプの女性院宮によって踏襲されていた点は、平等院経蔵・宝蔵開扉と同様である。

さて平等院経蔵・宝蔵開扉といえば、頼通が四條宮を平等院一切経会における経蔵開扉に関与させた理由として、先程筆者は「后という尊貴な身位を持つ娘四條宮をこれに関与させることにより、一層の権威付けを図った」という、やや抽象的な見解を示した。四條宮の撰閤家の故実形成に対する影響力や、後世の女性院宮による四條宮先例の踏襲の理由を、これまでは彼女が頼通等撰閤家全盛期の人々とその子孫の紐帯であることに求めてきたが、当の頼通の晩年に開始された平等院一切経会に関しては、かような理由は成立しないためである。しかし国母にもなれず、ただ後冷泉の妻后という経歴そのものだけで頼通の家系の重要儀礼たる平等院一切経会に権威を付与できたとも考え難いので、章を改めてこの点を掘り下げてみたい。

Ⅲ 後冷泉と撰閤家

第Ⅰ章及びⅡ章で掲げた『中外抄』・『富家語』の四條宮関連の言談は、撰閤家の故実や逸話を巡るものであったが、次掲の通り『富家語』に1点だけ、四條宮が撰閤家ではなく後冷泉の逸話を語った言談が見える⁽⁶⁸⁾。

仰せて云はく「上臈は黄生の下袴は着用せしめず。故伏見修理大夫俊綱朝臣、後冷泉院の御時、四條宮御すに、衣冠に黄生の衣並びに同じ下袴を着したりければ『主上御覧じて【松苔と覚ゆ】とこそ勅定有りしか』と四條宮語らしめ給ひき(以下略)』『富家語』11条

すなわちここでは四條宮は、撰閤家の一員ではなく後冷泉妻后という元王家構成員として登場しているのである。

後冷泉には四條宮の他に二條院章子内親王と教通の娘敏子の計三名の后妃がいたが、敏子が皇子を死産したのみで、何れの后妃も皇子女に恵まれなかったことは周知の通りである。かくして断絶した後冷泉の血統であるが、後冷泉の死から十九年後の承德元年(1097)には、忌日の4月19日より四條宮が京極殿(師実の邸宅の一つ)の御堂で五十講を催したことが『中右記』同日条に見える。勿論、この一例のみから四條宮と後冷泉の関係のあり方を考えるのは難しいが、忠実の編纂した『執政所抄』(撰閤家年中行事における諸国所課・荘園所課を記した

もの。元永元年《1118》～保安2年《1122》の間に成立)の4月の項に「十九日 冷泉宮⁽⁶⁹⁾御忌日事」とあることから、後冷泉の忌日法要が撰関家によって執行されたことが確認できる。後冷泉の忌日に合わせて催された追善八講は、12～13世紀に外記の家中原氏の人々が編纂した『年中行事抄』その他の年中行事書や、『猪熊関白記』や『民経記』等の13世紀の古記録の行事暦注⁽⁷⁰⁾に「新東北院御八講」と記されているが、この新東北院が道長創建の法成寺の敷地内にあったことは、『殿暦』長治元年正月5日条の「戌刻許丑寅方焼亡。仍御堂方参。^(宗忠)右大弁同車。(中略)暫後参内。而於路又同方有焼亡。驚馳還間御堂僧已然焼。風極アリテ御堂方極不便也。於新御堂門下自車。新東北院ニホソクツカタル。大略無術」⁽⁷¹⁾という記述から確認できる。この新東北院が後冷泉の御願による建立か否かは不明であるが、「新」の呼称は、上東門院が建てた東北院に対するものであろう。尚、新東北院か否かは不詳であるものの、後冷泉の一周忌法要は法成寺で催され⁽⁷²⁾、その後少なくとも10年余続いた月命日毎の念仏の関連史料には法成寺又は新東北院の語が見える⁽⁷³⁾。恐らく開催場所は法成寺の中の新東北院だったのであろう。

道長の外孫であり、皇統も断絶してしまった後冷泉の菩提がこのように撰関家によって弔われたのは当然と思えるかもしれないが、彼の追善供養がスムーズに撰関家の年中行事に吸収された背景として、彼の妻后であった四条宮の存在を考慮するべきではないだろうか。

勿論、既述の通り後冷泉の後宮には四条宮の他に二条院や歎子がいた。このうち歎子は、四条宮との立后争いに敗れて以来里居がちであったが、後冷泉東宮時に入侍した二条院は祖母上東門院を後盾としており、四条宮と後冷泉の後宮で常に共存していた。しかし現存史料を見る限り、二条院が携わったのは後冷泉ではなく父帝後一条の供養である。後一条の死後間もなく、上東門院は洛東神楽岡の彼の陵の地に菩提樹院(菩提院ともいう)を建立し、彼の遺骨もここに納められた。後にこの菩提樹院を相続した二条院は同寺の東に堂を建てて、八講や五十講を催した⁽⁷⁴⁾。この後一条は道長の外孫という点でも自身の皇統が断絶したという点でも後冷泉と同様であり、法成寺阿弥陀堂で追善八講が催されている⁽⁷⁵⁾。『年中行事抄』によれば、これは後一条の死の2年後の長暦2年(1038)から始まったものである。周知の通り後朱雀～白河の4代の天皇の時期は同時代史料が乏しいため、後一条の八講の開始時期の確認はできないが、『水左記』康平7年(1064)4月17日条に「今日後一条院御八講□也。上達部等参御堂云々」とあり、遅くとも後冷泉朝においては法成寺で八講が開催されていたことが分かる。

しかし『執政所抄』には後一条の追善供養のことは一切表記されていない。そして『千載和歌集』番の慶暹律師(康平7年没)作の歌の詞書には「後一条院の八講に菩提樹院にまいり侍りけるに」とあり、後朱雀朝又は後冷泉朝において、菩提樹院でも後一条の追善八講が催されていたことが分かる。勿論、この詞書に見える八講が忌日に合わせて催されたものか否かは分からないが、何れにしても後一条の場合、法成寺以外にも菩提供養の場があり、外戚以外にも

四條宮藤原寛子の摂関家における位置

二条院という菩提を弔う人物がいたわけである。中世前期には不婚内親王が自らの属する皇統の天皇の菩提を弔ったことが指摘されているが⁽⁷⁶⁾、不婚ではないものの二条院こそ、それらの先駆的存在と見なすことができるかもしれない。

さて、論を後冷泉に戻すと、彼には皇子はもとより皇女もない。そこで外戚たる摂関家の人々による供養、ということになったのであろうが、一般的には死者の供養はその妻子が行うものである。それ故に、後冷泉の妻后であり彼の外戚家の娘でもある四條宮の存在が、摂関家による後冷泉の菩提供養の開始を円滑化したのではないだろうか。そして後冷泉死去当初から専ら摂関家が担った供養故に、摂関家の年中行事という認識の萌芽が後一条の供養よりも早かったのではないだろうか⁽⁷⁷⁾。

次に摂関家と後冷泉の関係を示すものとして、摂関家に伝わった後冷泉の遺品に注目したい。まずは昼御座剣である。崇徳朝の天承元年2月、昼御座剣が紛失し、摂関家に伝わる剣が関白忠通より献上されて新たな昼御座剣となったが、これは「後冷泉院御宇被置昼御座御剣」であった⁽⁷⁸⁾。この他、小琵琶・元興寺という、後冷泉の琵琶二点の摂関家への伝来も確認できる⁽⁷⁹⁾。このうち小琵琶は、『中右記』長承元年(1132)9月25日条に、宇治へ御幸していた鳥羽のもとに頼長が持参したことが見え、また13世紀前半成立の『胡琴教録』には「四條宮ノ小比巴」とある。一方元興寺は次掲の如く、師実の任関白慶賀及び忠実の任太政大臣慶賀の際に、四條宮からの引出物として見えている。

今日関白殿可令参所々給云々。(中略)次令参太皇太后宮給。御送物琵琶一面(四條宮)入錦袋。字元興寺云々。
頭中将進簾前、取御琵琶授前駟。『水左記』承保2年(1075)10月15日条
参宮御前。頃之退出。有引出物(四條宮)元興寺。中納言取之。置北政所御方(忠実祖母藤原子)件琵琶本余物也。而今夜許借申也。是先例也。寛
治度木馬。是殿物也。(師実)(引出物)引出物兩件日許被渡之。『殿曆』天永3年(1112)12月19日条

忠実自身の日記である後者の史料で元興寺の実質的所有者が忠実であることが明記されているのに対し、前者は師実自身の日記ではないため、元興寺が四條宮・師実のうちの何れの所有だったのか詳細は不明である。しかし後者の太政大臣が当今鳥羽の元服加冠役を務めるために一時的に就任する職だったのに対し、前者の関白・氏長者はいうまでもなく実質を伴う大役であるから、慶賀の様相も異なり、名実共に四條宮の所有である物が引出物とされた可能性もあるのではないだろうか。或いは仮に、任関白慶賀時の四條宮からの引出物が、実は師実の所有だったとしても、後冷泉の遺品が二度に亘って彼の妻后の引出物として用いられていることを考えれば、やはり後冷泉没後一時はその妻后四條宮の所有物だったと見なせよう⁽⁸⁰⁾。

以上、後冷泉の菩提供養や遺品の継承に注目しながら、後冷泉と摂関家の間に四條宮が介在したことを指摘してきた。いうまでもなく後冷泉は、道長ひいては摂関家の血統によって編成

された王家の最後の天皇である。後冷泉の死後その王家——既に空洞化してはいるが——を摂関家が自らのもとに吸収したわけであるが、これを円滑化したのは、後冷泉妻後の四条宮だったと結論付けられる。かような四条宮だからこそ、本章冒頭に掲げたように、後冷泉の逸話を摂関家の忠実に語るという形で彼の言談集に登場したと見なせよう。そして四条宮は、摂関家の血統によって編成された王家を摂関家に吸収（或いは還元）する際にその潤滑油になりえたからこそ、頼通の晩年以来、彼の系統を権威付ける存在になり得たといえよう。更にいえば、この潤滑油という役割は、摂関家全盛期の人々と忠実達との紐帯という役割と同様に、後世の摂関家における彼女の位置に重みを付与したと考えられよう。

むすびにかえて

本稿では、従来実家の摂関家と王家とのミウチ関係構築に失敗した人物という印象の強かった四条宮について、四条宮猶子忠実の言談集『中外抄』・『富家語』の中で語られる四条宮を手がかり・糸口にして、新たな四条宮像の構築を試みた。まず四条宮が摂関家故実の形成に関与しえた理由を、彼女が頼通や上東門院等摂関家最盛期を生きた人々と忠実達との紐帯的存在であったことに求めた。次に、女性院宮としての彼女の先例が、後世の摂関家女性院宮達に踏襲されたことを指摘した。しかもそれが四条宮の如く王家の主流から脱落した女性院宮のみならず、当今妻后・国母に踏襲された事例もあること、そして氏長者（時代によっては大殿）と共に摂関家の運営を担う女性院宮として四条宮が理想視されていたことを明らかにした。更に四条宮を摂関家のみならず後冷泉・摂関家の二者との関係の中で捉えなおし、摂関家の血統により編成された王家の最後の天皇後冷泉の死後、摂関家によるこの王家の吸収・還元を円滑化した人物と見なした。

さて今後は、四条宮のみならず他の女性院宮の摂関家における役割・位置づけを考えてゆかねばならない。先に見通しを述べておくと、四条宮に見られた性質が全て後世の女性院宮にも受け継がれているわけではなさそうである。例えば四条宮の場合、『中外抄』や『富家語』のみならず、古記録の中にも摂関家の故実を伝える人物として度々登場しているが、後世の女性院宮の場合、このような事例は管見の限りでは1点しか確認できないのである。その事例とは、春日社奉幣の際、幣の串に水で願趣を書いて奉幣すると願いが成就するというものであり、『玉葉』文治元年（1185）12月11日条に兼実が「故女院御教」と記している⁽⁸¹⁾。周知の通り『玉葉』は膨大な量の記事が現存しており、兼実が皇嘉門院と日々親しく接触していたことが窺える史料である。それにもかかわらず皇嘉門院から兼実への故実伝授記事が1点しか確認できないことは、故実伝授が彼女の主要な役割ではなかったことを示していよう。皇嘉門院を巡る先行研究では、皇嘉門院領及びこれを中核に増加した九条家領の経営の検討を通して、皇嘉門院の時代に見られた女性院宮による所領経営の独立性が次第に失われる一方で仏事運営は引

四條宮藤原寛子の摂関家における位置

き続き女性院宮が担ったことが明らかにされているが⁽⁶²⁾、所領経営・仏事運営以外にも、女性院宮研究の手がかりを探してゆく必要があるだろう。また、これと合わせて、摂関家以外の家出身の女性院宮の実家における役割・位置付けの追究も今後の課題とし、中世前期における女性院宮像の解明を志したい。

注

- (1) 伊東玉美「故実説話のメカニズム」(同『院政期説話集の研究』武蔵野書院, 1996年, 初出は1991年)
- (2) 高松百香「院政期摂関家と上東門院故実」(『日本史研究』513, 2005年)以下, 高松氏の論考は全てこれを指す。
- (3) 周知の通り, 天皇の外戚いかんを問わず道長の直系による摂関職世襲が固定して摂関家が成立するのは12世紀初頭であるが, ここでは便宜上, それ以前の道長の直系も摂関家と表記する。
- (4) 増淵徹「藤原寛子とその時代」(京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女性史』思文閣出版, 2002年)以下, 増淵氏の論考は全てこれを指す。
- (5) 『富家語』151条にも同内容の言談が見える。
- (6) 『殿暦』永久4年9月7日条。
- (7) 『兵範記』保元元年正月4日条。
- (8) 同書嘉応元年3月26日条。尚, 史料大成本の表記を陽明叢書本により一部改めた(以下『兵範記』は, 陽明叢書本または京都大学史料叢書本により適宜改めて引用する)。
- (9) 『台記別記』久安6年正月19日条。
- (10) 新日本古典文学大系本の脚注は, ここに見える移徙を待賢門院藤原璋子のそれと推測しているが, これが高陽院の移徙を指すことについては, 上杉和彦「藤原忠実の言談をめぐる一, 二の問題」(『宋』45, 2002年)参照。
- (11) 尚, 同書の冠宮の説明に「但雖為鹿具用時ハ北庇之ニ階南刃立之。長承三年四月十九日戊戌皇后宮立后ニ被用之。前太政大臣姫君, 院女御。長元十年三月一日高陽院四條宮立后例云々」というように, 高陽院立后時の冠宮の用法が四條宮立后時のそれに倣ったと記されているが, 長元10年3月に高陽院邸で立后したのは四條宮ではなく, 頼通猶子で後朱雀妻後の娘子女王である。
- (12) 養父頼長が保元の乱で敗死した多子の場合, 摂関家との関係が切れたのは当然と思えるかもしれないが, 忠通猶子皇子の場合も, 摂関家との関係が失われていたことが, ①皇嘉門院・基房・兼実・育子(二条中宮。六条養母)等忠通の実子が忠通の追善供養を催している記事が兼実の日記『玉葉』に度々見えるのに対し, 皇子のそれは皆無であること, ②『玉葉』安元2年9月19日条の皇子死亡記事が「今日辰刻, 九条院。日來脚病之上, 赤痢病云々。未曾有之年歟。右中將泰通朝臣參籠。沙汰万事」という具合に簡略な上, 死後の沙汰を彼女の甥泰通が全て沙汰し, 当時の関白基房や皇嘉門院の動向が全く記述されていないこと, 等から窺える。因みに皇嘉門院死去時に彼女の弟であり猶子である兼実が全てを取り仕切ったことはいまでもないが, 皇嘉門院に先立って育子が亡くなった時には, 本来万事を沙汰すべきであった基房がそれを怠り代わりに皇嘉門院が全て沙汰したことが『玉葉』に見える(承安3年16日条)。尚, 育子は『尊卑分脈』の記載等から, 忠通猶子と見なされることが多いが, 彼女が忠通の実子だったことについては, 海野泰男『今鏡全釈』上(福武書店, 1982年)第3の補注参照。
- (13) 『玉葉』文治元年12月1日条に見える八条院仏名会等。
- (14) 『中右記』康和4年12月21日条(当今堀河仏名会), 『殿暦』康和4年12月27日条(堀河妻后篤子内親王仏名会), 『長秋記』大治5年12月24日条(白河院仏名会), 『玉葉』承安3年12月13日条(国母建春門院仏名会)等。

- (15) 『兵範記』長承元年12月22日条（当今崇徳妻后藤原聖子《皇嘉門院》仏名会）、『玉葉』承安元年12月10日条（国母建春門院仏名会）等。院に関しても、『山槐記』治承4年12月22日条の後白河院仏名会記事に「此御所御帳不叶」とあることから、帳設置が原則だったことが窺える。
- (16) 『兵範記』仁平3年閏12月25日条・久寿元年12月4日条。
- (17) 尚、高陽院の場合、『台記』保延2年12月26日条に見える仏名会では行香が行われた他、参拝者は束帯を着用している。当時高陽院は皇后であったが、立后後暫くは原則通りの仏名会を催したのであろうか（立后は保延2年より2年前の長承3年）。
- (18) 『後二条師通記』寛治4年12月26日条（白河院仏名会）等。尚、妻后や国母に関しては、注(15)前掲史料等参照。
- (19) 尚、皇嘉門院より後の摂関家の女性院宮にも同様の式次第が踏襲された否かは、彼女達の仏名会関連史料が乏しいため判断し難い。『明月記』建永元年12月16日条の宜秋門院九条任子（治天院後鳥羽在位中の正配であるものの、建久7年の政変後は離別状態）の仏名会記事は比較の詳細であり、会場が堂で帳が設置されていない点は皇嘉門院達と同様であるが、行香は行われている。『明月記』建仁3年12月27日条の宜秋門院仏名会記事及び同書寛喜元年12月25日条の東一条院九条立子（佐渡へ配流された順徳正配で仲恭廃帝母）の仏名会記事にも各々行香のことが見える。
- (20) 『中右記』大治2年8月15日条・9月26日条。
- (21) 『兵範記』久寿2年12月17日条・22日条。
- (22) 同書保元元年正月24日条。
- (23) 『玉葉』養和元年12月5日条・6日条・18日条・寿永元年正月18日条・24日条・11月18日条・12月5日条、『吉記』寿永元年正月18日条。
- (24) 尚、四条宮から没後の雑事を承った太皇太后宮大夫源俊明は結局四条宮より13年も早く亡くなっている。
- (25) 『玉葉』寿永元年7月14日条。
- (26) 『殿暦』康和3年正月2日条、『殿暦』及び『中右記』長治元年正月2日条・嘉承2年正月2日条・天永2年正月3日条。
- (27) 『台記』康治2年正月2日条・久安2年正月1日条・仁平4年正月2日条等。
- (28) 『台記別記』仁平3年11月26日条。尚、寛治二年の師実の春日詣自体は『後二条師通記』・『帥記』・『中右記』寛治2年9月16日条より確認できるものの、宇治における四条宮の見物や行列の服装等の詳細な点は不明である。
- (29) 『台記』久寿2年5月3日条。因みに5月10日の2度目の左大臣辞表提出にも、この邸宅が用いられた。
- (30) 『後二条師通記』永保3年正月19日条、『殿暦』・『中右記』天永3年11月18日条。
- (31) 『台記』久寿2年4月27日条。
- (32) 『兵範記』保元2年7月27日条。
- (33) 同書同年12月1日条。
- (34) 『後二条師通記』康和元年3月1日条。
- (35) 『玉葉』承安4年12月12日条。
- (36) 東三条殿というと、摂関家当主（＝氏長者）の邸宅というイメージが一般的かもしれないが、頼通生前にはいまだ摂籙継承は頼通の系統に固定していないから、その時点ではあくまで頼通の系統の中の正嫡が継承する邸宅という表現が正しいと思われる。また、摂籙継承が頼通の系統に固定した後でも、父が関白氏長者在任中にこの邸宅を譲与された忠通（勿論、未来の摂関家当主ではあるが）のケースもあるので（『中右記』保安元年正月2日条 但し、例えば平等院の券契が大治3年6月2日に忠実から忠通へ譲られた《『知信記』同日条》後も、大殿たる忠実が平等院管領権を掌握していたから、券契の譲与は必ずしも管領権の譲与とイコールではなかったと考えるべきか）、「正嫡が伝領」という表現を用いた。

- (37) 或いは高陽院も、忠実が忠通を義絶して東三条殿を接収した後、頼長に与えるに先立って一旦券契を渡されていたかもしれないが、現存する『台記』の記事には、頼長が東三条殿を譲与された時やその直前の記述がないため、推測にとどめておく。
- (38) 当該期の大殿が平等院や法成寺の管領権を掌握していたことについては、樋口健太郎「院政期摂関家における大殿について」(『日本史研究』484, 2002年)参照。
- (39) 例えば平等院一切経会における経蔵開扉について『兵範記』保元2年3月3日条に、「開闢人、先例四條宮・高陽院。宮司・院司、家司相並参勤。仍有儀、皇嘉門院々司今年相加也」とある。
- (40) 横内裕人「宇治と王権」(院政期文化研究会編『院政期文化論集(三) 時間と空間』森話社, 2003年)但し摂関家に女性院宮不在の時は、氏長者(又は大殿)の家司のみ遣わされた。
- (41) 末松剛「儀式・先例からみた藤原頼通」(和田律子・久下裕利編『更級日記の新研究』新典社, 2004年)以下、末松氏の論考は全てこれを指す。尚、平等院経蔵・宝蔵に最初に注目した研究としては、膨大な史料からの経蔵・宝蔵の宝物のリストアップも行った福山敏男「平等院の経蔵と納和歌集記」(同『日本建築史研究 続編』墨水書房, 1971年, 初出は1951年), 中世説話における平等院経蔵・宝蔵について論じた田中貴子「宇治の宝蔵」(同『外法と愛法の中世』砂子屋書房, 1993年, 初出は1989年), 宇治を頼通にとっての文芸拠点と論じ、彼の蒐書したものが経蔵収納されたことに言及した和田律子「後冷泉朝文化圏と藤原頼通」(王朝物語研究会編『論叢狭衣物語 二』新典社, 2001年)がある。尚、田中氏が指摘されているように、古記録では経蔵と宝蔵を明らかに別物として併記している例と経蔵を「宝蔵」とも表記する例とがある。そして末松氏は、経蔵・宝蔵を一括して「宝蔵」と表記されているが、本稿では経蔵・宝蔵と区別して表記する。
- (42) 忠通長男基実が高陽院猶子となった時期に忠実によって「忠通一頼長一兼長(頼長嫡子)」という摂籙継承ラインが構想されていたことや、皇嘉門院猶子兼実が忠通の三男に過ぎぬことに鑑み、これらの事例を女性院宮と嫡子との猶子関係と見なすことを不適当とする見解もあるかもしれないが、これについて以下私見を述べておきたい。まず高陽院であるが、彼女は当時兼長をも猶子にしていたと考えられる。兼長については、幼少期に高陽院と同居していたことや(『台記』康治二年12月8日・9日条等), 年始に高陽院御所で戴餅を行ったこと(『台記』康治2年正月11日条・同3年正月1日条)が確認できる。忠実の幼少期に四條宮との同居が確認できることや(『後二条師通記』永保3年正月3日条等), 基実が高陽院御所に居して戴餅を行ったこと(『台記』久安元年正月5日条・同2年正月1日条)と考え合わせれば、兼長も高陽院の猶子だったと判断できよう。一方忠通は、基実の摂籙継承を密かに願い、「不愛、不沙汰」(『台記』久安元年正月5日条)という一見冷淡な態度をとりつつ彼を高陽院の猶子としたと考えられるが、忠通と忠実・頼長の関係悪化に伴い、高陽院と基実の関係も事実上破綻したと思われる。仁平2年の基実任少将・中將何れの慶賀の時も、養母であるはずの高陽院のもとを訪れていないこと(『兵範記』仁平2年3月16日条・11月15日条)がその証左となろう。そして氏長者や京極殿領の如き主要財産を忠実に剝奪され、高陽院との関係も破綻した忠通は、自らの娘であり一定量の所領を有する皇嘉門院を嫡子の養母とすることに活路を見出したのではないだろうか。とはいえ、高陽院猶子基実を皇嘉門院猶子に改めることには何かしら支障があり、そこで兼実を嫡子候補として、皇嘉門院の猶子としたのではないだろうか。尚、兼実が皇嘉門院猶子と明記される初例は現存史料では『兵範記』保元元年正月4日条であるが、忠実・頼長失脚以前の近衛朝の段階で猶子関係は締結されていたと考えるべきであろう。問題は次男基房ではなく三男兼実に白羽の矢が立ったことであるが、その理由は不明である。あえて推測するなら、兼実が愛妾の所生だった点に理由を求められるだろうか。人名に注目された飯沼賢司氏は、摂関家の嫡子の名に一世代おきに「通」と「実」とが交互につけられていることから、基実と兼実が忠通の嫡子と位置付けられたと推測されているが(飯沼賢司「人名小考」《竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂出版, 一九八四年)尚、飯沼氏は次男基房を基実の同母弟と解釈し、基房と兼実同母弟兼房を次子格と見なして同母兄弟同士嫡子と次子に分けられ各々「近衛グループ」と「九条グループ」を形成したと論じられているが、基房の母

は基実の母の妹であり、彼は基実の同母弟ではない)、やはり三男に「実」の字が付けられた事情は不明である。この飯沼氏の論考や皇嘉門院と兼実の猶子関係を根拠に野村育世氏は、忠通が基実・兼実を起点とする二つの摂関家の成立を意図していたと論じられている(野村育世「家領の相続に見る九条家」『日本歴史』481, 1988年)。忠通が摂関家分立を意図したか否かは不明であるが、保元の乱を経て氏長者の資格と財産が忠通のもとに戻った後も彼の三男が「兼実」と命名され(『兵範記』保元2年8月14日条)、その後基実(当時右大臣。未だ実子なし)の子として元服し、しかも関白忠通の子として元服した基実・基房同様正五位下に叙されていることから(『玉葉』安元元年3月6日条)、忠通が「忠通—基実—兼実」という摂関継承ラインを視野に入れていた可能性、すなわち兼実が嫡子と目されていた可能性は高いと思われる。

- (43) 『台記別記』久安6年正月19日条、『玉葉』建久元年正月11日条、『明月記』寛喜元年11月16日条。但しこのうち多子に関しては、入内当日の詳細な記事は現存しないため、女御宣下の日の記事によっている。
- (44) 『玉葉』承元3年3月23日条。尚、この時の庇の調度は上東門院のものではなく、兼実が藤原季行の娘と結婚した時に用いられたものであった(但し上東門院の調度のスタイルに倣って火取は置いていない。通常は庇の調度に火取を置いたことについては、『類聚雑要抄』第4の庇調度の項参照)。この時上東門院の調度が用いられなかったのは、当時九条家ではなく近衛家の家実が氏長者として、上東門院の調度を納めた平等院の管領権を掌握していたからであろう。
- (45) 『台記別記』久安6年正月19日条・22日条。
- (46) 一般に貴族は年始に、天皇・院・国母・親族他、親昵の院宮のもとを個人的に訪問して廻るが、頼長やその子達は、必ず禎子のもとに詣でている(『台記』康治2年正月1日条・天養元年正月1日条・久安元年正月1日条・仁平元年正月1日条・久寿元年正月3日条等)。尚、『台記』久安2年正月1日条にのみ、禎子の他に統子への訪問のことも見えるが、当史料も含めて禎子訪問には度々「召入簾中」という表記が見られるのに対し、統子の方には見られないから、この点からも、親疎の度合いが量れよう。
- (47) 『水左記』永保元年8月10日条。
- (48) 『永昌記』天治元年4月28日条・6月19日条。
- (49) 義江彰夫氏は『兵範記』の禎子の死亡記事より、「この家領は禎子没後も摂関家には戻されていない」と断定されている(義江彰夫「摂関家相続の研究序説」『史学雑誌』76-4, 1967年)。
- (50) 『殿暦』永久4年7月11日条。
- (51) 但し大殿が平等院管領権を掌握した時代においては、大殿が没した時点で初めて新摂関の平等院詣は叶ったと考えられる。例えば忠実の内覧(=氏長者)就任は康和元年であるが、平等院詣は、康和3年2月の師実死去の1ヶ月後である(表1参照)。
- (52) 『中右記』承德2年9月22日条、『殿暦』康和3年7月23日条・天永2年5月20日条等。
- (53) 『勤仲記』弘安4年7月14日条・15日条。
- (54) 尚、この時醍醐源氏俊明が共に赴いているが、当時宇多源氏の公卿が経信のみであり、俊明の母が宇多源氏経頼の娘であることから、かような人選となったのであろう。この後、経信は蔵人頭弁(勅使であろう)と共に仁和寺宝蔵(倉と同一であろう)・円堂院経蔵を開扉・点検したこともあった(『帥記』永保元年11月8日条・9日条)。
- (55) 横内裕人「仁和寺御室考」(『史林』79-4, 1996年)
- (56) 平等院一切経会の式次第について詳細は斉藤利彦「平等院一切経会と舞楽」(『仏教史学研究』45-2, 2002年)参照。
- (57) 注(4)前掲増淵論文、美川圭『白河法皇』(NHK ブックス, 2003年)等。
- (58) 『知信記』大治3年2月22日条。
- (59) 『扶桑略記』・『百鍊抄』康平4年10月25日条。
- (60) 『兵範記』仁安2年5月23日条。

四條宮藤原寛子の摂関家における位置

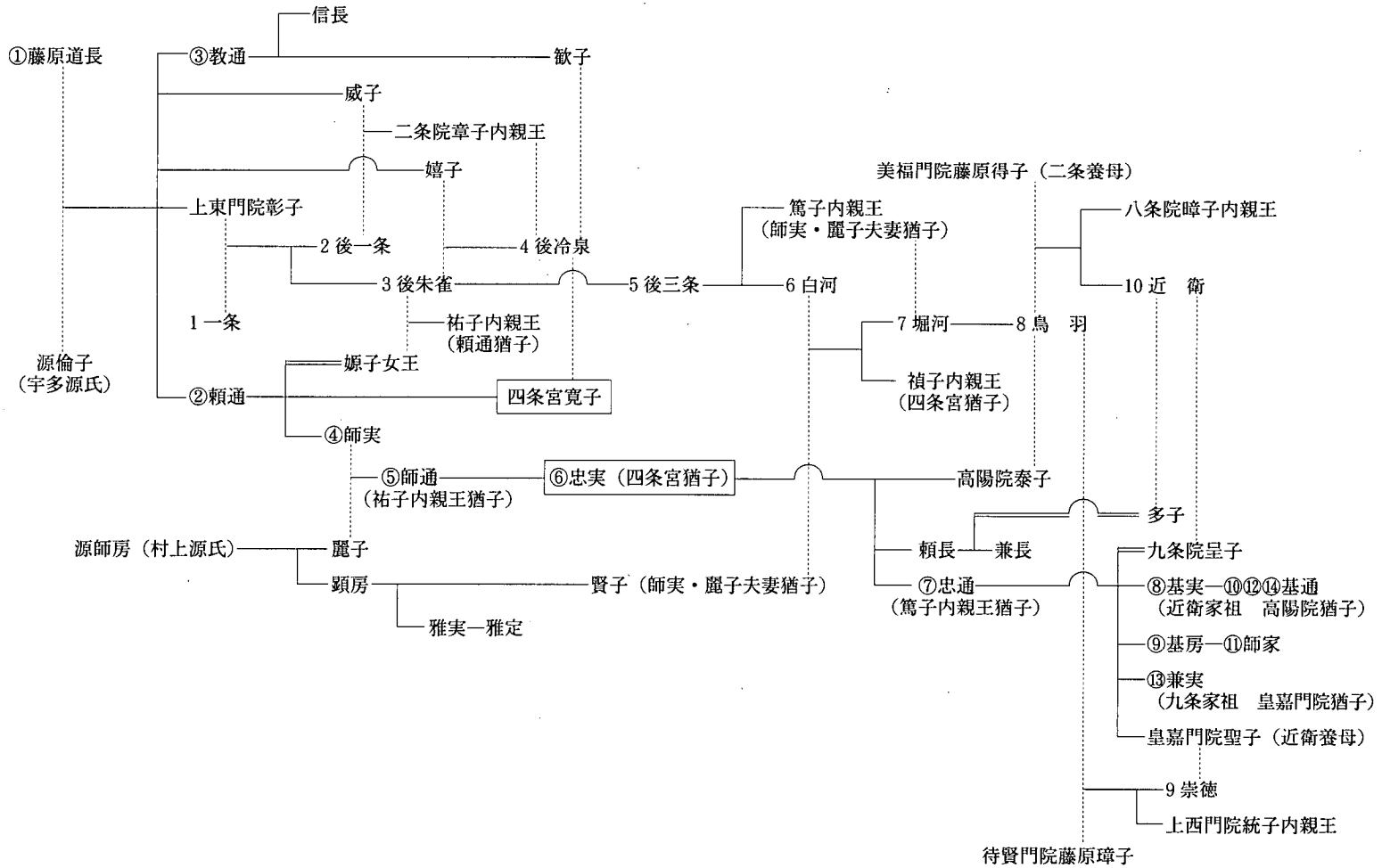
- (61) 坂本賞三『藤原頼通の時代』（平凡社、1991年）等。
- (62) 継続的な一切経書写や供養が政治主導の正当性を主張する装置だったことについては、上川通夫「一切経と中世の仏教」（『年報中世史研究』24、1999年）参照。尚、上川氏は平等院収納の一切経について、道長発願の一切経であり、道長没後に頼通が完成させ、道長から伝領した宇治別業の寺すなわち平等院へ納めたのではないかと推測されている。本稿で推測した平等院一切経会開始の理由は上川氏のこの論によっても補強されよう。
- (63) 女性院宮による開催は、皇嘉門院の時にも一度見られる（表1-18）。この時の『山槐記』には「昨日於左衛門陣頭弁信範談曰、平等院一切経会今日式日也。為皇嘉門院御沙汰被行之。（中略）予問云、非摂政御沙汰歟。答曰、令謙讓給歟。又問曰、四條宮御時為彼御沙汰歟。答曰、然也」とあり、ここでもやはり四條宮の先例が意識されていたことが窺える。
- (64) 四條宮・忠実以前に不婚内親王で頼通の外孫かつ猶子の高倉一宮祐子内親王・師通のペアがあるが（詳細は川端新「摂関家領荘園群の形成と伝領」《同『荘園成立史の研究』思文閣出版、2000年、初出は1994年）参照。以下本稿では、川端氏の論考は全てこれを指す）、彼女は女院・后ではない。尚、表2-9の宜秋門院・九条道家のペアに関しては、所領相続が明らかなのに対し猶子関係のことは管見の限りでは古記録や文書に明記されていないが、道家の着袴や元服が宜秋門院御所で行われたこと（『明月記』正治2年3月25日条・建仁3年2月13日条）及び道家が宜秋門院の所領をまとめて相続したことが、皇嘉門院・九条良通のペア（表2-5）に見られる現象と全く同じであるため（但し周知の通り良通は、自分と同じく皇嘉門院猶子である父兼実を中継ぎとして相続することが決定されていたのであるが、結局父に先立って没したため、相続は実現していない）、道家は宜秋門院猶子であったと判断した。また、表2-12の『広橋文書』は『鎌倉遺文』等には未収録であるが、金井静香「近衛家所領目録とその後」（同『中世公家領の研究』思文閣出版、1999年、初出は1996年）で紹介されている。
- (65) 但し当今皇后や国母以外の女性院宮、すなわち居所が内裏や夫院の御所ではない女性院宮の方が、猶子と同居したり、着袴や元服等の通過儀礼で居所を会場として提供したり儀礼を沙汰したり出来る分（表2-1・3・5・9の事例からは、これらのことが確認できる）、猶子との関係はより親密であったろう。
- (66) 表2-2の中宮篤子内親王も女院ではないが、その所領は御願寺（証菩提院・堀河御堂・比叡山西南院）領だけでも12世紀前半段階では37カ所に上り、彼女の死後これを忠通が相続していた。しかしやがて彼女の遺領管領に彼女の兄白河が介入し、「証菩提院領并斤分十一カ所」のみが摂関家領として伝領された（詳細は川端論文参照。但し川端氏は、白河院によって尊勝寺（堀河御願寺）の南に移築される以前の証菩提院の場所を法性寺南辺ついで北辺と述べられているが、これは法成寺南辺・北辺の誤りである（『長秋記』大治4年3月19日条）。ここからも篤子と摂関家との繋がりが読み取れよう）。
- (67) 勿論、全ての非嫡子の立場が弱かったわけではない。表2-11に見える九条道家三男一条実経は、母は道家嫡子教実や藻壁門院と同じく准后西園寺綸子であるし、道家最愛の子でもある。教実の早世がなくとも彼が摂録を継承できたか否かは分からないが、とにかく実経を当今皇后または国母（何れの時期に猶子関係が締結されたかは不明）の猶子とすることにより、彼の立場を嫡子教実並みに強化することを道家は意図したのではないだろうか。
- (68) 尚、後冷泉の逸話は『中外抄』には見えず、『富家語』11条以外では、同書77条に、忠実の外祖父大宮右大臣藤原俊家の雪の日の服装に後冷泉が感じ入ったという逸話が見えるのみである。
- (69) 「冷泉宮」とは本来、師実正妻源麗子の養母僖子内親王を指すが、『執政所抄』には彼女の忌日である12月28日の項に「冷泉院殿御忌日」とあるので、『執政所抄』の転写が繰り返されるうちに、後冷泉と僖子の忌日に関して錯簡が生じたと考えべきか。
- (70) 「行事暦注」の語は、遠藤基郎「年中行事認識の転換と「行事暦注」」（十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版、1999年）による。尚、13世紀前半段階においても後冷泉の八講が

後一条の八講（詳細は後述）共々撰関家の沙汰で行われていたことは、『民経記』安貞元年9月記紙背文書より明らかである。本文書は前後欠けているが、法成寺修正・同八講・中納言（近衛基経）中将殿氏三社御幣等、撰関家が沙汰する行事に必要な紙の量を行事別（近衛基経）に書き上げたものであり、この中に「十枚所司講、後一条院、後冷泉院御八講僧名定料」と見える。

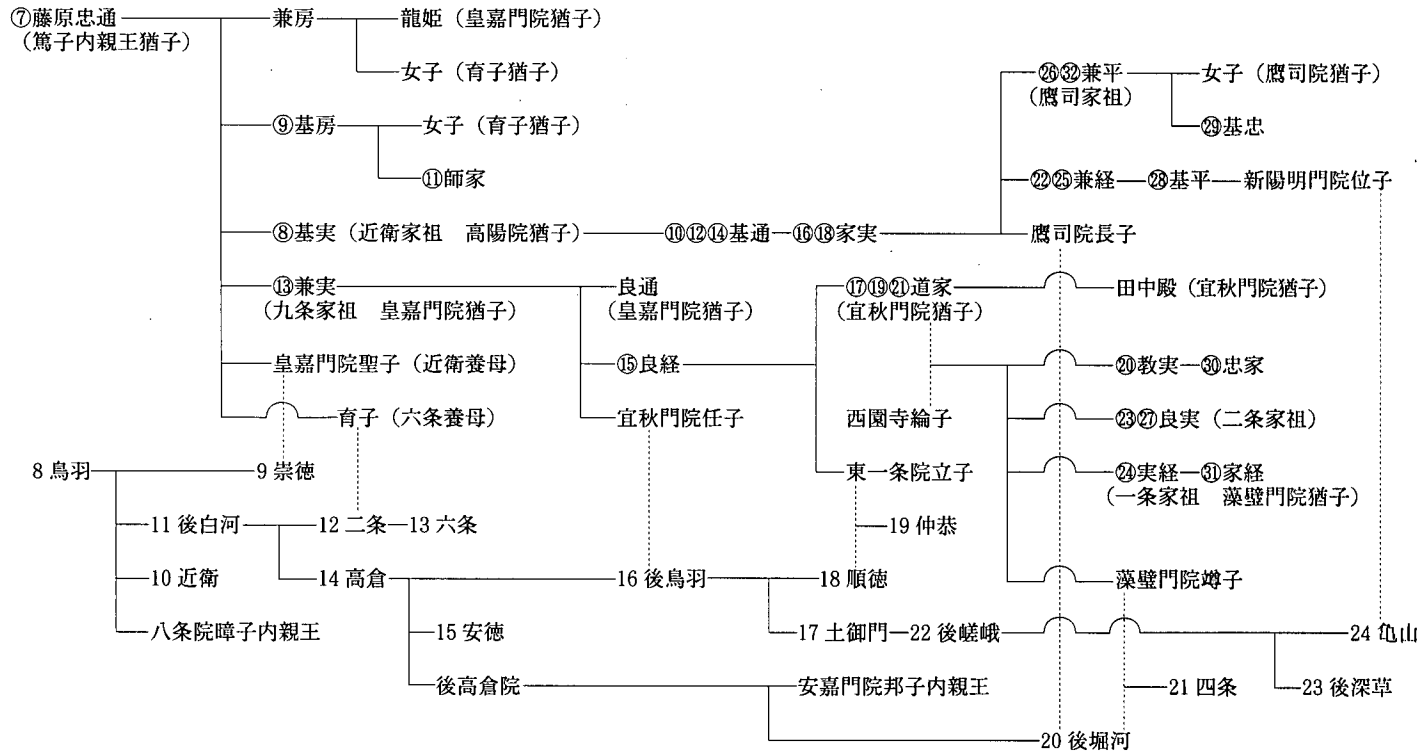
- (71) ここに見える御堂が法成寺のそれであることは、『中右記』同日条の「当東北方有焼亡（忠実）。殿下乗御私車。予候車後。令走向焼亡所。（中略）殿下参内給間、重又当東北方有焼亡。令走御車参法成寺給。御堂北築垣外僧房一字焼亡」という記述より明らかである。
- (72) 『土右記』治暦5年4月19日条。
- (73) 『土右記』治暦5年5月19日条、『水左記』承暦元年12月19日条（「参新東門院。今日毎月御念仏也」とあるが、「門」は「北」の誤写であろう）・承暦4年2月19日条（『水左記』承暦四年条は、東京大学史料編纂所蔵『東山御文庫所蔵史料』による）。この他、「御念仏」の語は見えないが、「参新東北院」という表記のある『帥記』承暦4年7月19日条も、後冷泉の毎月御念仏に関わる記事であろう。
- (74) 『帥記』寛治2年8月17日条、『栄花物語』巻40。但し八講や五十講の件は『栄花物語』のみに見え、その際に後一条の他母藤原成子（道長三女）や夫後冷泉の供養も行ったことが分かるが、菩提樹院が後一条追善のために建立されたことや、二条院が新たに建立した堂に後一条の御影が置かれたこと（『栄花物語』。但し『後拾遺和歌集』593番歌（出羽弁作）の詞書には、「菩提樹院に、後一条院の御影を書きたるを見て（以下略）」というように、菩提樹院そのものに御影が安置されたことが見える）などから、やはり後一条の供養が主たるものだったと判断できる。
- (75) 中原氏編纂の年中行事書及び『猪熊閑白記』・『民経記』等の行事暦注参照。
- (76) 伴瀬明美「天皇家の光と影」（服藤早苗編『歴史のなかの皇女たち』小学館、2002年）等。
- (77) 二条院自身は『執政所抄』成立期の10数年前の長治2年に亡くなっているが、彼女の死後も暫くは菩提樹院における後一条の供養は続行されていたのではないだろうか。しかしやがて同寺は衰微し、法成寺阿弥陀堂が後一条追善供養の唯一の場となったのであろう。もっとも、菩提樹院の名自体は、『兼好法師集』202番歌の詞書に「菩提樹院の藤見にまかりて」とあるように、14世紀まで見られるが、後一条追善の機能はこれよりずっと以前に失われたと考えられる。まず12世紀半ばに、菩提樹院四至内に徳大寺実能建立の堂があったことが見える（『兵範記』久寿2年6月8日条）。永暦元年12月4日には実能の子公能が菩提樹院に赴いているが（『山槐記』同日条）、恐らく前掲の堂に参拝したのであろう。また、ここには公能の子公衡の邸宅もあった（『山槐記』元暦元年8月14日条 尚、この時期に見える菩提樹院の所在地が洛東神楽岡であろうことは、『山槐記』治承3年正月29日条の「向東山堂行弥勒講。為近隣密々礼頼政朝臣堂有菩提樹院南辺」という記述から推測できる）。その後「菩提樹院」・「菩提院」の名は13世紀前半の後堀河朝最末期から四条朝初頭にかけて古記録に散見する。ここに見える「菩提樹院」・「菩提院」の所在地も恐らく洛東神楽岡であろうことは、「参殿下之処、密々御出白川菩提院殿云々」（『民経記』貞永元年2月28日条）という記事や、西園寺公経（西園寺公経）の著名な吉田泉邸の近辺に所在したことを窺わせる「早旦太閤令渡菩提院殿給。已刻許宜秋門院・大北政所其外人々少々令乗別車令渡給。予并中納言中将等有御供。自太閤御使来云、自是令申案内之時、可有渡御云々。仍先奉渡入道相国吉田泉亭、於此所為被待太閤御使也」（『洞院撰政記』貞永元年6月22日条）という記事から推測できる。しかしこれは、「向菩提樹院。土木之間事、可歴覽之由、依太閤仰也」・「今日菩提院殿（忠実）門内被立門。為御覽、大殿令渡給」（『洞院撰政記』貞永元年5月6日条・天福元年7月10日条）という記述より、この頃九条家によって建立されたことが分かる。以上のことを総合すれば菩提樹院は、その名は長らく残ったものの、後一条の菩提供養の場という性格は12世紀半ばには既に喪失していたと結論付けられよう。
- (78) 『時信記』天承元年12月18日条。
- (79) これらが後冷泉の宝物だったことは『江談抄』第3-60条~62条に各々見える。特に元興寺については60条に「今に伝へて殿下に在り」と、撰関家への伝来が明記されている。

四条宮藤原寛子の棋関家における位置

- (80) 天皇からその妻后への楽器相伝の例としては、『枕草子』89段に一条の琵琶として見える「無名」の、上東門院への相伝（『江談抄』第3-60条）があげられる。
- (81) 尚、『玉葉』のこの記事の内容は、後に『玉葉』承元5年3月3日条で引用されており、「皇嘉門院仰云々」と締めくくられている。
- (82) 注(42)前掲野村論文、同「皇嘉門院の経営と九条兼実」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要（哲学・史学）』別冊14, 1988年）



系図 I (1~10 は本系図上での皇位継承順序を, ①~⑭は本系図上での撰関就任順序を各々示す。=は猶子)



系図 II (凡例は系図 I に同じ)

Consideration of *Shijonomiya-Fuziwarakanshi's*
Standpoint among the Family of
Regent and Chief Adviser to the Emperor
— Making “*Chūgaisyō*” and “*Hukego*” to the Beginning —

YAMADA Akiko

In this article, the author considers the standpoint of *Shijonomiya-Fuziwarakanshi* among the Family of Regent and Chief adviser to the Emperor which is her family. *Shijonomiya* is the daughter of *Fuziwara Yorimiti* who served as the Regent and Chief adviser to the Emperor during half a century. During this period, *Yorimiti* was all emperor's maternal relatives. *Shijonomiya* became the empress of *Emperor Goreizei* who is the last emperor being the maternal relative of *Yorimiti*. Although *Shijonomiya* became the empress, she did not give birth to the prince who had to be going to become an emperor in the future, and the her family lost the standpoint of emperor's maternal relative.

In such division, she tended to be given a negative evaluation of having invited the end of the political system that regency and the chief adviser to the Emperor led.

However, the author feels the necessity for analyzing her life after the death of *Emperor Goreizei* from a viewpoint different from the presence of the relative relation construction with the imperial family. Then, the topics of *Shijonomiya* who saw, “*Chūgaisyō*” and “*Hukego*” which recorded what about *Fujiwara Tadazane* also who it was a great-grandchild of *Yorimiti* and was *Shijonomiya's* adopted son talked was made the clue and the beginning, and the construction of image's of new *Shijonomiya* was tried. From “*Chūgaisyō*” and “*Hukego*”, it is possible to look *Shijonomiya's* playing the role to tell the descendant ancient practices of people of the Family of Regent and Chief adviser to the Emperor glory period, such as *Jotomonin-shōshi* (*Yorimiti's* sister) and *Yorimiti* whom *Shijonomiya* witnessed faithfully, and her having an important influence on regency's family's ancient practices formation. In other words, she was valued as the bond of people who had lived in the family glory age and their descendant.

Actually, by reading aristocrats' documents, many cases where *Shijonomiya's* precedent, for instance, adoption and manners of family's important ceremony, is being followed by the *Nyoin* (it is the position to which the treatment similar to the retired emperor is received. The person who attached to this position had empress's career.) and the empress of *Shijonomiya's* family coming from in after ages can be confirmed. The family of Regent and Chief adviser to the Emperor at posterity were looking up to *Shijonomiya* as an ideal empress who bore the family's management with the master.

Besides this, in “*Hukego*”, *Shijonomiya* who talked about not only the anecdote of people in the parents' family but also *Emperor Goreizei's* anecdotes is seen, too. As a reason why she was recorded like this, It is thought that she as the *Emperor Goreizei's*

四條宮藤原寛子の摂関家における位置

widow made work that her clan absorbed the imperial line smooth when postmortem of *Emperor Goreizei* who is the last emperor of the imperial line organized with her clan's blood.

That is, The reasons why *Shijonomiya* was attached importance to in the Family of Regent and Chief adviser to the Emperor of posterity though she was the person who had failed in constructing the relative relation between the Family of Regent and Chief adviser to the Emperor and royal family, are as followings.

- I *Shijonomiya* was the bond of the people of the Family of Regent and Chief adviser to the Emperor who had lived in the family glory period and their descendant.
- II *Shijonomiya* is the person who made the work to reduce the imperial line organized with the blood of her family to the family smooth.

Keywords: *Shijonomiya*, the Family of Regent and Chief adviser to the Emperor, following precedent, ancient practices, *Emperor Goreizei*

※the Family of Regent and Chief adviser to the Emperor…摂関家